

上げます。

本日は、大変御多忙の中を本調査会に御出席いただきまして本当にありがとうございます。

参考の方々から、女性の自立のための環境整備に関する件のうち、生涯にわたる女性の健康支援に関しまして忌憚のない御意見をお述べいただけ、調査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議事の進め方でございますが、まず、参考人からそれ十五分程度御意見をお述べいただきまして、その後、委員からの質疑にお答えいただき方法で進めてまいりたいと存じます。

なお、御発言は、意見、質疑及び答弁とも着席のままで結構でございます。

それでは、芦野参考人からお願いいたします。芦野参考人。

○参考人(芦野由利子君) 本日はお招きいただきましてまことにありがとうございます。

戦前、産めよふやせよが国家の人口増加政策として推進された時代に産児調節運動を進めて投獄された女性がいました。申し上げるまでもなく、ほとんどの方が御存じでいらっしゃると思いますが、その女性は加藤シヅエさんといいます。戦後三十年、二十数年間ですか、参議院議員として活躍をした女性でございます。その加藤シヅエさんが会長を務めます社団法人日本家族計画連盟から参りました芦野由利子でございます。

ただ、こうこれから申し上げることは、家族計画連盟という組織を代表してというよりも、個人の立場で発言するということをあらかじめ御承知おきいただきたいと思います。時間の制約がござりますので、多少早口になるかもしれません、それもあらかじめお許しくださいませ。

本日のテーマでありますリプロダクティブヘルス・ライツ、正確にはリプロダクティブヘルス・リプロダクティブライトでございますが、これは産児調節運動からさらに発展した概念と言うことできます。

御存じのよう、リプロダクティブヘルス・ラ

イツは、一九九四年の国際人口・開発会議、カイロで開かれました第四回世界女性会議で重要な女性の人権の一つであると確認されました。日本語では一般に性と生殖に関する健康及び性と生殖に関する権利と訳されますが、言いかえますと、性に関する権利でございます。

リプロダクティブヘルス・ライツの定義はカイロ会議の行動計画及び北京会議の行動綱領に詳しく説明されておりますけれども、その最も中心に

ある考えは、レジュメをごらんいただきたいと思いましょうという考え方でございます。

レジュメの二ページ目に女性の図がございますが、私がレジュメの二ページ目に男女別の疾患が割合になつて示されていますので、それをごらんくださいませ。

この図に示されていると想います。この上の図は、レジュメをごらんいただきたいと思いましょうか。——はい、わかりました。

それでは、このパンフレットはお手元にございましてどうでしょうか。——はい。図を事前にお送りしましたが、それが印刷されていないようですので、二十二ページ目をごらんください。よろしくおございましょうか。

ここに二つの女性の図がござります。この上の

図は、国の人口政策や優生政策、あるいは宗教、家父長制、道徳などによって女性の体と性が管理さ

れ、産む産まないの選択の自由が奪われている状況を示しています。日本には現在なお刑法墮胎罪がございますが、墮胎罪はまさにこの図の状況

でござります。下の図は、女性自身が自分の体と性の自主権を手にしている状況でございます。この下の図にリプロダクティブヘルス・ライツの基

本と目指しているものが示されていると思いま

す。

ざいます。

それは二つ大きな理由がありまして、その一つは、申し上げるまでもなく妊娠、出産あるいは中絶するのは女性だけであるという生物的な性差があるからです。生物的性差のことを、ジエンダーに対してセックスト申します。国連の統計によ

りましても、世界では妊娠、出産が原因で年間約五十八万人もの女性が死亡しております。そのうち危険な中絶による死亡は年間約八万件と言わ

れます。なお、これにつきましては同じパンフレットの五ページ目に男女別の疾患が割合になつて示されておりますので、それを御参照いただきたいと思います。

なぜ女性の図かという理由の二つ目は、先ほど生物的性差と申しましたが、それに対しまして社会的、文化的につくられた性差、これをジエンダーと申しますが、ジエンダーがあり、それに

よつて女性が社会的弱者、男性が強者という力関係が構造的に社会に組み込まれているからです。

そのため女性が不利益をこうむる、例えば女性の賃金が男性の六割しかないというようなこともありますので、二十二ページ目をごらんください。よろしくおございましょうか。

ここに二つの女性の図がござります。この上の図は、国の人口政策や優生政策、あるいは宗教、家父長制、道徳などによって女性の体と性が管理さ

れ、産む産まないの選択の自由が奪われている状況を示しています。日本には現在なお刑法墮胎

罪がございますが、墮胎罪はまさにこの図の状況でござります。下の図は、女性自身が自分の体と性の自主権を手にしている状況でございます。この下の図にリプロダクティブヘルス・ライツの基

本と目指しているものが示されていると思いま

す。

ところで、なぜこの図が女性なのかといいます

と、リプロダクティブヘルス・ライツは男女双方の性にかかわりのあることでござりますけれども、女性にとってその重要性ははるかに大きいものがござ

りますが、永久的避妊がございます。それから、中絶がございます。月経や子宮がんのような女性特有の体の変化や疾病もあります。そのほか不妊や思春期の問題も重要です。また、長寿によって三十

余年にも延びた中高年、老年期の性と健康の問題も無視できません。性にかかる問題としては、性感染症やHIV、エイズ、性暴力や売買春など

も含まれます。

このように、リプロダクティブヘルス・ライツは、妊娠可能期だけに限られるものではありませんで、生涯にわたっております。つまり、母子保健や家族計画よりも広い概念でございます。これにつきましては、パンフレットの八ページ目にW

H.O.が作図した大変わかりやすい図がございます。——はい、わかりました。

それでは、このパンフレットはお手元にございましてどうでしょうか。——はい。図を事前にお送りしましたが、それが印刷されていないようですので、二十二ページ目をごらんください。よろしくおございましょうか。

ここに二つの女性の図がござります。この上の図は、国の人口政策や優生政策、あるいは宗教、家父長制、道徳などによって女性の体と性が管理さ

れ、産む産まないの選択の自由が奪われている状況を示しています。日本には現在なお刑法墮胎

罪がございますが、墮胎罪はまさにこの図の状況でござります。下の図は、女性自身が自分の体と性の自主権を手にしている状況でございます。この下の図にリプロダクティブヘルス・ライツの基

本と目指しているものが示されていると思いま

す。

ここに二つの女性の図がござります。この上の

図は、国の人口政策や優生政策、あるいは宗教、家父長制、道徳などによって女性の体と性が管理さ

れ、産む産まないの選択の自由が奪われている状況を示しています。日本には現在なお刑法墮胎

罪がございますが、墮胎罪はまさにこの図の状況でござります。下の図は、女性自身が自分の体と性の自主権を手にしている状況でございます。この下の図にリプロダクティブヘルス・ライツの基

本と目指しているものが示されていると思いま

すが、永久的避妊がございます。それから、中絶がございます。月経や子宮がんのような女性特有の体の変化や疾病もあります。そのほか不妊や思春期の問題も重要です。また、長寿によって三十

余年にも延びた中高年、老年期の性と健康の問題も無視できません。性にかかる問題としては、性感染症やHIV、エイズ、性暴力や売買春など

も含まれます。

このように、リプロダクティブヘルス・ライツは、妊娠可能期だけに限られるものではありませんで、生涯にわたっております。つまり、母子保健や家族計画よりも広い概念でございます。これにつきましては、パンフレットの八ページ目にW

H.O.が作図した大変わかりやすい図がございます。——はい、わかりました。

それでは、このパンフレットはお手元にございましてどうでしょうか。——はい。図を事前にお送りしましたが、それが印刷されていないようですので、二十二ページ目をごらんください。よろしくおございましょうか。

ここに二つの女性の図がござります。この上の図は、国の人口政策や優生政策、あるいは宗教、家父長制、道徳などによって女性の体と性が管理さ

れ、産む産まないの選択の自由が奪われている状況を示しています。日本には現在なお刑法墮胎

罪がございますが、墮胎罪はまさにこの図の状況でござります。下の図は、女性自身が自分の体と性の自主権を手にしている状況でございます。この下の図にリプロダクティブヘルス・ライツの基

本と目指しているものが示されていると思いま

す。

ここに二つの女性の図がござります。この上の

図は、国の人口政策や優生政策、あるいは宗教、家父長制、道徳などによって女性の体と性が管理さ

れ、産む産まないの選択の自由が奪われている状況を示しています。日本には現在なお刑法墮胎

罪がございますが、墮胎罪はまさにこの図の状況でござります。下の図は、女性自身が自分の体と性の自主権を手にしている状況でございます。この下の図にリプロダクティブヘルス・ライツの基

本と目指しているものが示されていると思いま

す。

なお、最初にお配りしましたレジュメでは、人工生殖技術、これは生殖補助医療というふうにも言われますが、具体的には人工生殖や体外受精あるいは出生前診断などが含まれますけれども、それに触れませんでしたので、急速にレジュメを追加させていただきました。したがって、私のレジュメは三ページございます。後ほどこの問題をもう少し言及したいと思います。

まず、産む選択に関してどうか、現状を見てみたいと思います。

日本には、仕事と家庭の両立が難しい、教育費が高い、子育ての精神的負担などのために、産みたいけれども産めないという状況がござります。

望むときには安心して子供を産み育てられる環境をつくるためには、保育所の充実や育児休業の所得保障の引き上げ、仕事と家庭の両立支援、さらなる男女の賃金格差の是正や性別役割分業意識の見直しが必要と思われます。

次に、産まない選択に関してはどうでしようか。先ほど低用量ピルの承認には触れましたが、同時に、昨年は銅付加IUD、それから女用コンドームが日本でも承認されまして、ようやく日本の避妊法の選択肢も先進国に近づきました。

なお本日、承認されました避妊器具をお持ちいたしましたので、さらに詳しくごらんになりたい方は後ほどどうぞお手にとつてご覧いただきたいと思います。（資料を示す）これが銅付加IUDでございます。これが女性の子宮の中に入ります。それから、これが低用量ピルでございます。ビルはもつと種類がございますが詳しい御説明は時間の都合で省きますけれども、何種類かござります。それから、これが女性用コンドームでございます。実際はここに潤滑油がついておりま

て大変にべとべといたしますので、あえて潤滑油を取つたものをきょうはお持ちいたしました。これが女性の膣にかぶせるものです。それから、ついでながら、日本ではほとんど使われておりますサ

んが、ペツサリ一といふのもござります。」

ドームは皆さん御存じだと思います。それからア
イルーラという殺精子剤もございますから、こわ
もおいおい御覗くくださいませ。

て経済的に便してらしいといふ問題が走ってきておりまます。

ざいますが増加に転しました。年齢別には、十代と二十代でわずかながら中絶率が、人口千人に対する中絶の数ですけれども、ふえております。その背景には、性行動の低年齢化と活発化にかかるらず性教育が不十分である、ジェンダーによる性関係のため女性がノーと言えない、経済的にまだ自立していないなどがあります。

マスコミでは十代の中絶だけがとく大きく取り扱われますけれども、年齢別の中絶割合を見るとすると、実は二十代が一番多くて四五・二%、それから三十代が三四%強ございます。十代はわずかに一・一%程度でございます。

中絶は女性にとって精神的、身体的負担であつて、経済的にも大変に大きな負担になります。中絶費用は、ちなみに妊娠の初期中絶でも平均七万円という高額でございます。

時間が大分迫つておりますので、人工生殖技術

基本的には、女は子供を産んで一人前という社会の通念、私たちの社会の中にある日本の価値観、これに従事してはレジュメを「ごらん」いただきたいと思いますが、二つだけポイントを挙げておきたいと思います。

的、經濟的負担の問題。それから、出生前診断に
しましては、それが生命の質を選別する、その

ことによつて障害者差別、優生思想の強化につながるという懸念がございますので、そのことをとりあえず問題として申し述べたいと思います。し

たがって、人工生殖技術に関しましても、何らかの抑制的な使用に向かつた歯どめが必要、ルールづくりが必要と考えております。
以上、申し述べたことに加えまして、最後に幾つかの提言をしたいと思います。
まず第一に、来年までは暫行の専門医規格でございま

来年度は省庁の再編成がござります。したがって、この機会に母子保健中心の厚生行政を、生涯にわたる女性の健康を保障するための女性保健課、あるいは女性健康課を設置していく

ただきたいと思います。

まない選択である避妊や中絶には重点が置かれておりません。性や避妊、中絶を中心相談できる場がぜひとも必要です。それには新たに立派な建物をつくる必要はございません、既にある女性セ

ンターや保健センターのような施設の中に相談室を設ける、あるいは民間団体に委託するなどの方法があるでしよう。

いように、個人の自己決定権、インフォームド・コンセント・チョイスの徹底を大原則とするということが肝心だと思います。もし中絶についても気軽に相談できる場所があれば、水子供養に流れされ

る女性も少なくなるでしょう。

ちなみに、欧米には、情報や避妊具、避妊薬が無料あるいは安価に入手でき相談もできる家族計画センターや女性クリニックなどの施設が数多くある。

三つ目の提言でござりますが、情報やサービスの提供者の役割と責任は重大です。したがつて、保健・医療従事者のような専門家の養成カリキュラムの見直しを提案したいと思います。

四つ目の提言でございますが、医師を介する避妊具や避妊薬すなわちピルやIUDでございますが、それと中絶手術に対しては健康保険を適用してほしいと思います。

西欧では、イギリスやフランス、スウェーデン、イタリアなど、避妊及び中絶手術の経費が全額国によつて負担される国もござります。ほかにも女性が負担するのはごく一部で済むという国が西欧には数多くござります。

五つ目の是言でござります。直治権が先ほどの

五心目のお言ひございまして、医師業が失敗にならんいただきました女性の図のまだ上の段階であるということを御説明申し上げました。すなわちアリプロダクティブルス・ライツが全く確立され

ていい状況を堕胎罪は象徴していると思いますが、墮胎罪と母体保護法という二重構造から成る中絶に関する法制度を廃止して、新たに女性の自己決定権を尊重した避妊と中絶に関する法律をつくる必要があると思います。

その主要な要点をいたしましては、女性の要請に応じて中絶が許可されるものとする、配偶者の同意による妊娠、異性による人工授精によ

意は不要とする。望まない妊娠の予防対策を重視するが、これによる出生率の低下を防ぐため、優生思想の強化につながる胎児条項は導入しない、減数手術は緊急避難とするといったようなことが考えられます。

の最終報告を見ますと、思春期対策や妊娠婦死亡率の改善など評価すべき点もござりますけれども、全体といたしましては少子化対策そして相変りも、全般にいっては実現度が低いのが現状であります。つい先日発表されました健やか親子21

わらず母子保健という枠の中で論じられていると、いうふうに思います。また、不妊対策が少子化対策と関連づけて扱われていることも、不妊の人がちへのプレッシャーをさらに強める危険がございまして、私は問題だと考えております。

今必要なのは、出生増加のための少子化対策ではありません。その意味で、国会に上程されると聞いております少子化社会対策基本法案も私は要らないと思います。重要なのは、障害の有無にかかわらず、いつ、だれと、子供を産むか産まないかを選択できる自由であり、障害があつても子供がいなくても差別されない社会をつくることだと思います。それはこの調査会のテーマでございます共生社会をつくっていく上の基本となると思います。少子化対策のかけ声が、平成版の産めよやせよにならないことを切に願います。

最後に、一言だけ加えたいと思いますが、これも政府の男女共同参画審議会基本問題部会が作成した「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 二十一世紀の最重要課題」が発表されました。それを拝見しますと、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツへの今後の取組」のところのたしか最後の箇所だったと思いますが、「ライツの概念については、種々の議論があるため、世論の動向を踏まえた検討が必要である。」という記述がございました。この表現に対しましては、私は正直なところ疑問を感じております。

リプロダクティブヘルス・ライツを一本の木に例えますと、リプロダクティブライツは幹、リプロダクティブヘルスはそこから伸びる枝や葉と言ふことができると思います。木が存在するにはそのどちらが欠けてもいけません。幹であるライツについて、今後、後退することのないよう、ここにいらっしゃいます国会議員の皆様そして政府には積極的に取り組んでほしいと思います。済みません時間が超過したかと思うますが、どうもありがとうございました。

○会長(石井道子君) どうもありがとうございました。

参考人。

○参考人(金城清子君) さようはこういうところにお招きいただきまして、意見を申し述べる機会を与えられましたこと、大変うれしく思っております。

私は、今、芦野参考人がお話しになつたその後を引き受けまして、法律の問題に限定してお話をしてみたいと思っております。さらに、具体的な提言もしたいということです。

まず、リプロダクティブヘルス・ライツという性と生殖の健康・権利、こういうことが国際社会の中で人権として認められる中で日本の法制度を見てみると、それに真に向から反するようなところがたくさんございます。そういうことにつきましては、一日も早く国会で法律の改正なし新しいう法律の制定ということをやついただきたいと

まず、堕胎罪の問題でござります。

これは一番新しい成果文書七十二項(6)というところに出ていますが、そこに書いてあるとおり、「違法な妊娠中絶を受けた女性に対する懲罰措置を含んでいたりの見直しを考慮する。」というのが出てきているわけです。自己堕胎罪、これは現在一年以下の懲役ということで刑法に存在しておりますけれども、これはまず廃止をしなければいけない

ことだと思います。そのほかの堕胎に関する罪についてはいろいろ議論のあるところだと思いませんので、議論を踏まえておきますと、リプロダクティブライツは幹、リプロダクティブヘルスはそこから伸びる枝や葉と言ふことができると思います。木が存在するにはそのどちらが欠けてもいけません。幹であるライツについて、今後、後退することのないよう、ここにいらっしゃいます国会議員の皆様そして政府には積極的に取り組んでほしいと思います。

済みません時間が超過したかと思うますが、どうもありがとうございました。

三番目でございますけれども、避妊と中絶に関提言しておられます。

○会長(石井道子君) どうもありがとうございました。

する法律、これ仮称でございますが、新しい法律の制定が必要ではないかということです。

これにつきましては、優生保護法を改正して母体保護法になつたということで、日本では優生思想に基づく法律はなくなつたんだと、だから問題がないんだというふうにお考の方がある方はおられるかもしません。しかし、この改正問題は、国民の世論というのはほとんど反映されないうちに、あつていう間に成立したという事情がございます。そして、実は女性たちは、この改正が間もなくあるだろう、したがつて、国際的な状況を踏まえた上での新しい法律をつくらなければいけない、そのためにはどういうことが必要かといふことをかなり検討をしていただけでございま

す。ところが、できてしまつたのは何と母体保護法ということで、もうみんなびっくりしていると言つても過言ではないと思います。

きょうの会議は、女性の生涯にわたる健康支援ということが必要だということですね。しかし、この母体保護法というは母体ということだけを女性について強調いたしまして、子供を産む体だから保護しようということで、生涯にわたる健康を支援していくということから考えれば極めて限定的だし、しかも子供を産むということだけを女性について大変に強調をするということですから、非常に望ましくない名前ではないかと思います。ですから、この名称をめぐらましては、母体というのはもう使わない、そしてやはりその法律の内容を直截に表現している中絶とそれから避妊、これを正面に出した法律をつくっていくことが必要だと私自身は考えております。

では、その法律の中にどんな条項を挿入する必要があるかということでござりますが、第一番目は望まない妊娠の予防に関する規定、これはぜひ法律できちつとこういう問題について規定をしていく必要があると思います。

先ほど芦野参考人のお話の中にありましたけれども、ずっと中絶が減ってきた、にもかかわらず昨年は四千件ふえてしまつたと。やはりその背景

には、こういう問題についての情報の提供が十分ではないということがあると思うんですね。ですから、学校教育だけではなく社会教育を通じて、そして一般の人たちに避妊についての知識を十分に提供できるような、そういうことが大変重要だと思います。

成果文書でございますけれども、そこに書いてあるとおりでございます。「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」そのためにはやはり法律が必要だと思いま

す。たとえにあらゆる努力がなされなければならぬ」と言われております。ビルの合法化ももちろん結構でござりますけれども、何よりも大切なことは避妊についての情報を一人一人に提供することだと思います。

二番目でございます。これはやはり人工妊娠中絶の合法化ということです。これはあくまでも胎児が母体外で生存できない期間、この間においては妊娠中絶を合法化していく、これはもう国際的にどこの国でもほぼコンセンサスとして行われることでござります。ただ、そのやり方といたしましては二つのやり方があるようでございます。一つが期間規制、一つが適応規制ということです。済みません、適応ではなく適用の方がなんです。済みません、適応ではなく適用の方がいいと思います。

期間規制というのは、中絶可能期間は十週から十二週、かなり短い。しかし、そのための中絶を受けるための要件はなしということです。ですから、期間規制であれば女性の自己決定権の保障といふことから考えて理想的だと言えるわけです。ただ、中絶可能期間が短いので、その点が問題だということになります。

それに対して適用規制ですけれども、これは一二週未満、現在ではそのようになつておるよう

でございますけれども、大体胎児が母体外で生存できない期間、この間にについて妊娠中絶可能期間として認めます。ただし、要件としては、精神的、肉体的健康を害するというような何らかの要件が入るということなんです。

ですから、この二つを見てみると、女性の自己決定権の保障ということからすれば期間規制がいいんだけれども、この場合には若干その期間が短くなるという問題があるわけです。

この点について非常な問題になつてくるのは胎児条項とのかかわりです。多くの妊娠中絶では、今は、問題がなければ、子どもが欲しくないということであれば初期に行われているんですけど、それでも、障害があることが胎児診断の結果わかつた、

その場合にどうしても中絶しなければならないと、いうような大変重い障害である、障害もさまざまです。そこで、そういうこともないわけではないわけです。そういうときに、十週から十二週の間に胎児診断の結果が判明するというのは現状ではまだ難しいということです。ですから、そういう場合までもすくい上げるということを考えれば適用規制の方がいいだらうということです。

期間規制をとつて、国では、ほとんど胎児条項を入れております。しかし、私も芦野参考人と同じ意見でございまして、胎児条項は法律の中に書くべきではないと考えております。やはり、障害があつたら長い間中絶をしてよろしい、一方、そうでない場合には短い期間で中絶をしなければいけない、これは明らかに障害者に対する、障害得ないと思います。

そういう意味で、胎児条項は入れない、その上で人工妊娠中絶ということをかなりうまく運営していくということを考えますと、私は混合規制といふやうなやり方でやるのが一番望ましいのではなくかと思つてゐるわけでございます。この場合は、十週までは女性の請求で認める、ですから要件は要らないということです。そして、あと二十一週未満まで、これは要件として精神的、肉体

的健康を害することになるということです。女性の健康を害するということにつきましては、もうイギリスな

え方が強いです。そういう場合には二十二週までは、一応要件は入るけれども、ほぼ中絶が可能なさいと強制することは、どんな場合でも精神的、肉体的健康を害することになるんだという考

能だというようになるのではないかと思います。次は、夫の同意でございます。これは、もう国際的な動向からいたしましても削除ということではないかと思います。

ちなみに、女子差別撤廃条約十六条1(e)では、「子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する」男女「同一の権利」ということなんです。中絶に対して夫の同意が必要だということになります。ですから、この条約を既に批准している日本においては、夫の同意の削除というのには夫を夫に与える、拒否権を与えるということになります。ですから、この条約を既に批准している日本においては、夫の同意の削除ということになります。夫の同意の削除ということだと考えます。

次に、不妊手術に関する規定、これを削除する必要があると思います。法律には、三条、二十六条、二十八条で不妊手術については一定の要件が課されたり禁止されたりしております。しかし、現在では不妊手術といふものが避妊の手段としてまれではございませんけれども日本で行われておりますし、それから性同一性障害の場合にその治療として生殖を不能にする手術などが行われております。やはり子供を産むという能力も人間の能力の一つとしてそれぞれ問題について考え方を変えるということもあります。

一つは、不妊治療を受ける女性やカップルが自ら決定権をきちっと持てるようなことを保障していく工夫をしなければいけないということです。日本の場合には、女性は子供を産んで一人前ということですから、こういう生殖医療が可能になります。

法律、これも仮称でございますが、制定の必要があるのではないかと考えております。

現在、厚生省では生殖医療をめぐりまして委員会を置いて検討を重ねております。どういう結論が出るかまだわからないのでござりますけれども、できるだけ望ましい方向で出ることを祈つて

いるわけです。ただ、私は、やはり生殖医療といふものは大変大きな意味を社会全体に対してもつてありますと、これは男女同一の権利以上の権利を夫に与える、拒否権を与えるということになります。ですから、この条約を既に批准している日本においては、夫の同意の削除ということだと考えます。やはりきっちりとした法律でこの医療の適用の方向は考えていかなければいけないと想います。

そのときにその法律に絶対に入れなければならないこととして二つばかり指摘しておきたいと思います。

一つは、不妊治療を受ける女性やカップルが自ら決定権をきちっと持てるようなことを保障していく工夫をしなければいけないということです。日本の場合には、女性は子供を産んで一人前といふことですから、こういう生殖医療が可能になります。

二つ目は、夫の同意の削除ということです。

次に、森参考人にお願いいたします。森参考人。(森恵美君) 御紹介いただきました千葉大学看護学部の森でございます。

まず、若輩者であります私にこのような機会を与えさせていただきましたこと、まことに光榮なことと感謝申し上げたいと思います。

りかねないと思います。そういう意味で、不妊治療を実施する機関、これは許可制にして、そして万が一法律に違反するようなことがあつたらもうこういう技術はできないんだというようなことできっちと規制をしていく必要があるのではないかと思います。

最後になりましたけれども、これは法ではございませんけれども、最近アメリカでも経口中絶薬、RU486が認可になったという話がございました。これはアメリカでは非常な議論があつて行つていくことについては大変危惧を感じます。やはりきっちりとした法律でこの医療の適用の方向は考えていかなければいけないと想います。

いませんけれども、最近アメリカでも経口中絶薬、RU486が認可になったという話がございました。これはアメリカでは非常な議論があつて認めがおくれたわけでござりますけれども、フランスなんかではもう十年近く使っております。これは、やはり中絶ということで医療的な、外科的な手術を受けなければいけないというの女性にとって大変負担です。健康にも経済的にも大きな負担になります。そういう意味で、お薬を飲めば中絶できるんだというお薬があるわけですが、そういうものについても認可していく必要があります。長い間ありがとうございました。

○会長(石井道子君) どうもありがとうございました。

次に、森参考人にお願いいたします。森参考人。(森恵美君) 御紹介いただきました千葉大学看護学部の森でございます。

まず、若輩者であります私にこのようない機會を与えさせていただきましたこと、まことに光榮なことと感謝申し上げたいと思います。

さて、私の専門は母性看護学というものでござります。母性看護の目的は次代の健全育成、次の世代が健全に育成するということを目的とした看護学でございます。ですから、母性看護の対象者はですが、将来母親となる女性、今母親である女性、そして母性を継承していく女性並びに母親と子供、それから女性を取り囲む家族を看護の対象者としております。母性看護学は、母性の健全な成長発達を促し、健康の保持増進、発達課題の達成を促すために女性子供の健康生活をヒューマ

ニティには、「人権に関する文書にうたわれているように、差別、強制、暴力を受けることなく生殖に関する決定を行える権利も含まれる。」こういふように、差別、強制、暴力を受けることなく生殖する機関についてきちっとした規制をしていきます。

それから、不妊治療というのは、言つてみれば、例えばクローリーが世界で初治療する機関についてきちっとした規制をしていきます。

ンケアの立場から支援する応用的な看護学の一領域です。

これからお話ししますリプロダクティブヘルス・ケアは母性看護学の領域のケアと非常に重なりますし、母性看護学教育プログラムで中心課題とされ、助産婦教育プログラムではさらに実践的な面でより多くのことを教育している次第です。

そこで本日は、母性看護学を教育研究する立場から、このリプロダクティブヘルス・ケア、この課題について述べさせていただき、提案をしていきたいと思っております。

レジュメをごらんいただけますでしょうか。

まず最初に、日本のリプロダクティブヘルス・ライツの現状と問題ということで現状を幾つか挙げて、その中から主要な課題を四つほど導き出しあげてお示しいたしました。

一つ目には、大きな課題として、望まない妊娠が多い、十代で非常に望まない妊娠がふえているというような状況があります。(OHP映写)

先生方のお手元の方には資料としてカラーの図を御用意していると思います。図1を御参考ください。これはそれと同じものです。一九七〇年、昭和四十五年の当時の人工妊娠中絶件数が七十万件ございました。その時期の十代の人工妊娠中絶率はこの折れ線グラフであらわしております。こちらがその値です。この実数に対しても十代がどのくらいの中絶率であったかというのを示した棒線グラフです。平成十年の結果では、全体としては中絶件数は減ってきておりますが、十代の方々の人工妊娠中絶率、全体に見る率ですが、一〇%以上とふえてきているという状態です。

望まない妊娠というのが日本は諸外国に比べて非常に高い。妊娠した人の四分の一は中絶に至っています。それから、望んだ妊娠が三分の一にすぎないのも本当に珍しい状況。それと、十代の人工妊娠中絶率がどんどん上がっていること、十代の性行動の開始が非常に早まっていること

と、その十代がそのまま避妊行動がよく身につかないままに二十代、三十代というふうになつていりますと人工妊娠中絶を繰り返す危険性も高いといふにも考えられます。

それから二番目には、不妊夫婦のさらなる増加とそれによる問題でございますが、不妊原因となる性感染症、クラミジア感染症の自覚症状がございまります。これは十代、二十代の性行動が活発だとせんでも、初めその自覚がないですから重症化してからわかるというようなことで不妊症になつてしまふというようなことがあります。

それからあと、ストレスによる性機能障害や拒食症、十代の拒食症が非常に問題になつています。そのように不妊夫婦、不妊カップルが今後さらに増加するだろうということは予想される問題です。

また、不妊夫婦になりますと、日本の産めて当たり前となり、女性は産んで当たり前という社会の圧迫がござりますので、どうしても生殖医療に頼つて不妊治療をするという夫婦もふえるだろうというふうに考えられます。費用は非常に高額、体外受精に関しては一回五十万以上かかりますので不妊の当事者は非常に経済的にも負担ですが、精神的な悩みも深く孤立化しやすいというような問題もござります。

それから三番目ですが、子産み子育ての困難性の増大です。これは、少子社会に至って、先生方ももう十分御存じだと思いますが、ここで強調したいことは、高齢出産があつたということだけではなくて、生殖補助医療技術によって妊娠した女性常にふえている。それから、中高年の女性の骨粗鬆症による問題。骨粗鬆症によつて骨がもろくなっていますので、転んだときに骨折をしやすいんですね。それで、大腿骨を骨折しやすいものですかねがふえています。多胎妊娠が非常にふえているといふこと、それだけ濃密な医療とケアの必要な妊娠がふえている。出産する人の数は減つておりますが、濃密な医療とケアの必要な妊娠婦がふえて

いるということと、その人たちが産んだ赤ちゃんがすべて濃密なケアとか医療が必要な状態になつております。それが図2でござります。(OHP映写)

資料の方の図2に、出生数と二千五百グラム未満児の出生率、これも一九七〇年、昭和四十五年から追っております。左側が出生数です。出生数は棒グラフであらわしています、出生数が本当に減つてきたのがよくわかると思うんですが、この出生数に対して二千五百グラム未満の赤ちゃんがどのくらい生まれているかというのを折れ線グラフであらわしました。その値がこちらにござりますが、一九七〇年代では六%ぐらいだったのが、今、一九八八年、平成十年をとらせていただきましたが、一〇%以上の赤ちゃんが二千五百グラム未満で生まれている。すごくそういった面で育てにくい、育てるのにお母様方が苦労する赤ちゃんがふえているといふことが言えると思います。

それから四番目には、リプロダクティブヘルスの健康障害の拡大と連鎖。これは一番から三番までの問題が非常に重なつてきている問題だと思つております。それは、十代で望まない妊娠をする、あるいは性感染症がふえているということから、今度、次の世代、十代の人たちが産んだ赤ちゃんたちが感染をもらつてしまつて、感染症にかかるといふような危険性が高まつていて。あるいは薬物やアルコールなどによる先天異常などもふえる可能性があるのではないかというような危惧もしております。

今挙げましたリプロダクティブヘルスの問題に對応してリプロダクティブヘルス・ケアがござります。定義としては、男女の性と生殖に関する健康を守り進めるためのヘルスケアで、内容としては、このような①から⑧というような非常に多岐にわたるような対応をしていくことになります。

下線の事項は、看護職の中でも特に助産婦、助産婦というのは、法律的に助産と妊娠褥婦、新生児の保健指導ができるという立場にあります。それから、他の看護職に比べまして受胎調節実地指導員の資格を有する者が多数です。この受胎調節実地指導員というのは、受胎調節、避妊に関す

る指導ができる。実地にコンドームあるいは先ほど芦野先生もお配りいただきましたいろいろな女

性コンドーム、ああいうものは受胎調節実地指導員が配付する、実地に指導して、それを販売する資格も有しております。ですが、銅付加IUDは、そのような器具に関しては医師がやるということになっています。それから、ビルに関しては、医薬品ですので、今のところ受胎調節実地指導員にはその資格はございません。ですが、多くの部分で避妊に関する指導を担当することができます。

それから、先ほど申し上げましたが、妊娠、出産に伴うリスクはかなり増加している、高度な医療やケアが必要なお母様方、妊娠の方々がふえているということをお示しましたが、少子化社会だからそんなに、マンパワーは大丈夫なんじゃないかということを思われると思うんですね。

確かに出生数は減ってきております。(OHP 映写) 赤が助産婦、そして緑が産婦人科の先生方の数を示した年代別のグラフです。そして青が出生数です。出生数は非常に減ってきております。この数をごらんになると、産婦人科医の数は変わつております。助産婦数、一九七〇年の年はまだ助産所で分娩する人たちがいなかった。昭和三十五年、家庭分娩とそれから施設内分娩がちょうど半々だった年からほぼ十年たった時点での助産婦の数なんです。そういうふうに地域で開業して、助産所あるいは家庭分娩をしていた助産婦さんたちが非常に減ってきて、そして今はこれだけの数に減つてきています。

ただ、先ほど言つたように、非常にケアが必要な妊娠婦がふえておりますので、どうしてもリプロダクティブヘルス・ケアのところの⑦安全な出産と出産前後のケア、⑧乳幼児保健について、助産婦が非常に重点を置いてケアをやっていかなければいけないというような状況です。そういうふうな、本来でしたらリプロダクティブヘルス・ケアすべてを担当したいという思いがみんな助産婦はあるんですが、どうしても⑦と⑧をやらざるを得ない、そちらが優先事項だというような状態です。

一つは、生涯を通じた全人的かつ系統的な性教育の場がないということです。

これは、誕生や死が家庭から病院に移つたことによって、生命の営みが日常生活から、私たちの前に見えにくくなつたというような現象にもよつている。これはいろいろな専門家の方々が言つてゐることですが、私もそのように感じます。そういう意味で、いろいろな場で全人的な教育、全人教育が叫ばれ久しいんですが、性教育についてもそのような場として使つていくといふことが必要だと思つております。

先ほど芦野先生から御紹介あつたとおり、ビル初め有用な避妊法が認可されたにもかかわらず、避妊法の正確な情報が提供されていないというのが大きな問題としてこの背景にはあると思ひます。情報としてはほんらんしておりますが、自分に於いて必要な情報を取捨選択して獲得していく能力もなかなかまだ国民の皆さんの中には培われていらないような印象も持つております。

それからもう一つは、学校教育の中でやはり全人教育、命の教育、性教育などが系統的に行われていない。一部、群馬県あるいは高知県の開業助産婦さんたちが小学校で命の教育というのを行つております。これは命の大切さを教える出前授業

ですから、日本のリプロダクティブヘルス・ケアアにおける問題として少し考えてみたいんです。が、さきに挙げた四つの課題に対応するようなヘルスケアが十分に準備され、機能することが必要になります。

二番目には、各世代、各年代の女性にとってリアルスケアが十分に準備され、機能することが必要だというふうに考えますと、ヘルスケアにおける課題というのは幾つかに焦点が絞れるんじゃないかなというふうに考えまして、三つほど挙げさせていただきました。

一つは、生涯を通じた全人的かつ系統的な性教育の場がないということです。

これは、誕生や死が家庭から病院に移つたことによって、生命の営みが日常生活から、私たちの前に見えにくくなつたというような現象にもよつている。これはいろいろな専門家の方々が言つてゐることですが、私もそのように感じます。そういう意味で、いろいろな場で全人的な教育、全人教育が叫ばれ久しいんですが、性教育についてもそのような場として使つていくといふことが必要だと思つております。

三番目には、リプロダクティブヘルス・ケアを行つ専門家の不足ということで、ここのレジュメに示させていただきましたが、助産婦が非常に不足しておりますので、そのような点でぜひふやしていくような方策、対策をとつていただきたいと思っています。

最後に提言ですが、三つのことを提案させていただきます。

一つ目には、保健所、保健センター、女性センター、市町村の看護職として助産婦の常勤採用枠を定め人材を確保し、地域や学校、企業におけるリプロダクティブヘルス・ケアの場を整備すること。ここに挙げたように一番、二番のことです。それから三番に、男性へのリプロダクティブヘルス・ケアの推進が挙げられると思います。これは、男性の理解と協力なくしては女性の健康は保てないというふうに考えているからでございま

す。

二番目には、助産婦養成数の増加と助産婦の質の向上です。ここに挙げています四つの事項についてぜひ推進していくたゞくによろしくお願ひます。

それから命の大切さ、自分も他者をも尊重するという、人間として生きいくのに必要な理念か

ら始まるこのよう系統的な性教育が行われにくくとも必要だというふうに考えていました。

二番目には、各世代、各年代の女性にとってリアルスケアが十分に準備され、機能することが必要だというふうに考えますと、ヘルスケアにおける課題というのは幾つかに焦点が絞れるんじゃないかなというふうに考えまして、三つほど挙げさせていただきました。

一つは、生涯を通じた全人的かつ系統的な性教育の場がないということです。

これは、誕生や死が家庭から病院に移つたことによって、生命の営みが日常生活から、私たちの前に見えにくくなつたというような現象にもよつている。これはいろいろな専門家の方々が言つてゐることですが、私もそのように感じます。そういう意味で、いろいろな場で全人的な教育、全人教育が叫ばれ久しいんですが、性教育についてもそのような場として使つていくといふことが必要だと思つております。

三番目には、リプロダクティブヘルス・ケアを行つ専門家の不足ということで、ここのレジュメに示させていただきましたが、助産婦が非常に不足しておりますので、そのような点でぜひふやしていくような方策、対策をとつていただきたいと思っています。

最後に提言ですが、三つのことを提案させていただきます。

一つ目には、保健所、保健センター、女性センター、市町村の看護職として助産婦の常勤採用枠を定め人材を確保し、地域や学校、企業におけるリプロダクティブヘルス・ケアの場を整備すること。ここに挙げたように一番、二番のことです。それから三番に、男性へのリプロダクティブヘルス・ケアの推進が挙げられると思います。これは、男性の理解と協力なくしては女性の健康は保てないというふうに考えているからでございま

す。

二番目には、助産婦養成数の増加と助産婦の質の向上です。ここに挙げています四つの事項についてぜひ推進していくたゞくによろしくお願ひます。

それから命の大切さ、自分も他者をも尊重するという、人間として生きいくのに必要な理念か

です。アにおける問題として少し考えてみたいんです。が、さきに挙げた四つの課題に対応するようなヘルスケアが十分に準備され、機能することが必要だというふうに考えますと、ヘルスケアにおける課題というのは幾つかに焦点が絞れるんじゃないかなというふうに考えまして、三つほど挙げさせていただきました。

一つは、生涯を通じた全般的かつ系統的な性教育の場がないということです。

これは、誕生や死が家庭から病院に移つたことによって、生命の営みが日常生活から、私たちの前に見えにくくなつたというような現象にもよつている。これはいろいろな専門家の方々が言つてゐることですが、私もそのように感じます。そういう意味で、いろいろな場で全般的な教育、全人教育が叫ばれ久しいんですが、性教育についてもそのような場として使つていくといふことが必要だと思つております。

三番目には、リプロダクティブヘルス・ケアを行つ専門家の不足ということで、ここのレジュメに示させていただきましたが、助産婦が非常に不足しておりますので、そのような点でぜひふやしていくような方策、対策をとつていただきたいと思っています。

最後に提言ですが、三つのことを提案させていただきます。

一つ目には、保健所、保健センター、女性センター、市町村の看護職として助産婦の常勤採用枠を定め人材を確保し、地域や学校、企業におけるリプロダクティブヘルス・ケアの場を整備すること。ここに挙げたように一番、二番のことです。それから三番に、男性へのリプロダクティブヘルス・ケアの推進が挙げられると思います。これは、男性の理解と協力なくしては女性の健康は保てないというふうに考えているからでございま

す。

二番目には、助産婦養成数の増加と助産婦の質の向上です。ここに挙げています四つの事項についてぜひ推進していくたゞくによろしくお願ひます。

それから命の大切さ、自分も他者をも尊重するという、人間として生きいくのに必要な理念か

です。アにおける問題として少し考えてみたいんです。が、さきに挙げた四つの課題に対応するようなヘルスケアが十分に準備され、機能することが必要だというふうに考えますと、ヘルスケアにおける課題というのは幾つかに焦点が絞れるんじゃないかなというふうに考えまして、三つほど挙げさせていただきました。

一つは、生涯を通じた全般的かつ系統的な性教育の場がないということです。

これは、誕生や死が家庭から病院に移つたことによって、生命の営みが日常生活から、私たちの前に見えにくくなつたというような現象にもよつている。これはいろいろな専門家の方々が言つてゐることですが、私もそのように感じます。そういう意味で、いろいろな場で全般的な教育、全人教育が叫ばれ久しいんですが、性教育についてもそのような場として使つていくといふことが必要だと思つております。

三番目には、リプロダクティブヘルス・ケアを行つ専門家の不足ということで、ここのレジュメに示させていただきましたが、助産婦が非常に不足しておりますので、そのような点でぜひふやしていくような方策、対策をとつていただきたいと思っています。

最後に提言ですが、三つのことを提案させていただきます。

一つ目には、保健所、保健センター、女性センター、市町村の看護職として助産婦の常勤採用枠を定め人材を確保し、地域や学校、企業におけるリプロダクティブヘルス・ケアの場を整備すること。ここに挙げたように一番、二番のことです。それから三番に、男性へのリプロダクティブヘルス・ケアの推進が挙げられると思います。これは、男性の理解と協力なくしては女性の健康は保てないというふうに考えているからでございま

す。

二番目には、助産婦養成数の増加と助産婦の質の向上です。ここに挙げています四つの事項についてぜひ推進していくたゞくによろしくお願ひます。

それから命の大切さ、自分も他者をも尊重する

の研究指導とかベンチャリー的なことよりもちょっとやつておられますので、産んで、ゆっくり休むといつても、本当に有能な方でしたら時々でもいいから来てほしいと申しますけれども、給料は十分に払いたい、そういうような考え方であります。私は、一番この問題の大切なところは、男性がそういうふうに哲学を持つてくださるのが一番いいんじゃないかな。余り細かいところを言つてもなかなか難しいところもござります。

それ以前に聞いていた三人の力のお話を聞きましたので、時間のある範囲で御質問したいと思います。

（三）声異常音ノアコサイン等でござりますので、一つたれてござりますけれども、中絶をするのを無料にしたらどうかといふお話を、今は少子化の時代でござりますので産むのは無料にしても、中絶はお金を取りてもいいんじゃないのかというような人の方が多いんじゃないかと思います。例えば、犯罪とか本当に好ましくないものとか、何か特別なものに関してなら無料でも賛成できるような気がしますけれども、その点はいかがでございましょうか。

れども中絶は有料にとおつしやる根拠は何なのか
ということを逆に私の方からお聞きしたいと今思
いましたけれども、まずお答え申し上げますと、
それこそがまさに長いこと議論されてきたこと、
つまりなぜリプロダクティブヘルス・ライブとい
うことをわざわざ言う必要があるかということに
もなるんですけど、先ほど冒頭にも御説明い
たしましたように、とかく中絶はこれまで道徳あ
るいは宗教といった範疇で語られ、そのことに
よつて女性が中絶を禁止されて大変に生命や健康
が脅かされてきたというような事実、これは歴史
的にもそうですし、現時点でも、例えば中絶を禁
止している国がたくさんございまして、中絶をし
たがために投獄されている女性などがたくさんい
らっしゃいます。戦前の日本もそうでした。その
ような状況がある。
それでは本当に女性が自分の人生を生きること

ができないのではないかということから、つまり女性の健康・権利という視点から中絶を合法化する必要がある、医学的にきちんと安全にできる必要がある。そして、ヘルスサービスの一つとして中絶も受けられるような状況をつくる必要があるという考えが出てきたわけでございます。

したがって、先ほどもちょっと申し上げました
が、主に西欧には既にこういう考え方が十分浸透し
ております。つまり、女性の自己決定権の問題で
ある、女性の健康の問題であるという観点から避

姫も中絶も扱われておりますので、たくさん例を申し上げることができます。が、国が中絶の費用を負担して女性が経済的な負担を受けないで済むような状況をつくつておるわけでございます。

○水島裕君 今御質問したのは、罪になるとかそういうことは全く関係なしに、例えば知識のなさとか、きちんとその他の理由で産んでも産まないくてもいいというときに、たとえ有料で少し判断

が違うんじゃないかなというようなことで申し上げたんで、ちょっとそこはこれでやめさせていただきます。

すけれども、母体保護法という名前が余りよくな
いと。もつと一生通じてとかという意味かとも思
いますけれども、そうしたら仮にどういう名前が
よろしいかというのが一つ。

それからもう一つが、好まさる妊娠というところで、あらゆる努力ができるよう、ということとで、そのうちやはり一番教育が多いとおっしゃいました、みんなうごく思っておられど、少し

は後で不ツトワーワークその他いろんなことを利用して、学校教育などもとていうことが中心だと思いますけれども、そうかということと、教育以外に、仲まざる汗脈を妨ぐためのあらゆる努力がでこうい

うことがあるか」ということが一番目の質問です。それから三番目の質問は、夫の同意は要らないと言ふんですけども、やはり子供は夫もちょっとは、ちょっとといつても半分は自分の子供ですので、もちろん妻の権利、権限の方がずっと多く

てもいいですけれども、夫は何の権限もないとい

うのもちよつとかわいそうな気がします。その辺を、その案をおつくりになるときはどちらい入れてあげるつもりがあるのか、その三つを

お尋ねいたしたいと思います。
○参考人(金城清子君) まず、どういう名前かと
いうことでございますが、母体保護法にかえまし
て准主に口色に問うた法律、二二年四月三〇日ま

て選女と中絶に関する法律こんな内容をそのままあらわすような言葉でいいと思うんです。日本では、例えば強姦を婦女暴行と言つたり、何となるべく中絶するなんという言葉を使うと法津の名前と

り事実は事実として、言葉として法律の題名にもしてはふさわしくないというようなことがあるのかもしれませんけれども、そうではなくて、やは

使つていいのではないか、そういう意味で、避妊と中絶に関する法律というのが妥当ではないかと私自身は考えております。

それから、一番目の教育以外にということです
ざいました。

すけれども、私はやはり情報提供というのが一番ふさわしい名前ではないかと思います。ですから、学校教育だけではなくて社会教育で、いろん

なところでそういう情報を提供する。そしてまた、いろいろ迷つた方が、どうしたらいいかなどということで困つていらっしゃる方が非常に多いと

思うんです。そういう人に対して気軽に相談できるような機関なんというのも大変いいのではないかと思います。

ざいますけれども、例えばビルはそれなりにお金がかかるわけです。ですから、そういうものに対し健康保険を適用していくということになれば

ば、そういう問題で問題がなくなるのでだれでも使えるということになるのではないか。いろいろあると思いますけれども、思いつくままにそのよ

うなことを指摘させていただきます。

ども、それは別途そういうふうに書いていただけれど、男性ばかりじやなくて女性の方も皆さんよく理解していただくと思います。それから、最初の母体保護法を中絶と何でしたつけ、おつしやいましたけれども、私も不勉強で母体保護法をそう知りませんけれども、恐らくそれ以外のことがたくさんあるんじやないかと思いますので、きっとその名前ではもう一つあい悪いんじやないかなという気もします。詳しいことは知りませんので、私のコメントだけにさせておいていただきます。それではよろしいですね。では、最後に森参考人にお尋ねいたします。

前の方も、子供ができるないというので圧力が非常に

あるというふうにおつしやいましたけれども、

そういう地方もあるのかもしれませんけれども、少なくとも私どもの周りを見回して、それで

圧力をというのはもう今ほどないんじやない

かと思います。むしろ、子供が欲しいのにできな

くて気の毒だということはありますけれども、そ

ういう社会もあるということをひとつ認識していただい。

ですから、私は、せっかく子供を産みたくても

生まれないために、むしろ生殖医療をもつと進め

るべきじゃないかと思つていてる方で、金城さんな

んかはそれをどんどんやるのは何か問題だとい

うなお話がありました。私は、科学技術が進歩

してクローケンも、差し当たりそういうものを生殖

医療に利用するのは今の時点ではよくないですけ

れども、将来は、せっかく愛し合っている夫婦が

いて両方の遺伝子を持つた子供が欲しいというの

を医療で助けるのは、我々本当に、私は医者、科

学者でございますけれども、任務じやないかと思つてやつておりますので、何かお三人のお話を

聞くとちょっと逆なような意見がいたします。

それからもう一つが、高齢初産婦は確かに問題

がござりますので、これはお尋ねするほどでも、

当然かと思いますけれども、やはりなるだけ若い

うちに産んで、仕事もちゃんとできるような社会

をつくるというようにしなくちやいけないんじや

は圧迫を与えられているというふうに感じるとい

うことです。

それからもう一つ、女性を専門に診る先生がい

たらいいなど本当に思うところで、でもそれはま

ず無理だと思うんですが、ただ、女性を専門とし

た病院は一、二ヵ所既に日本でできています。そ

こに行きますとトータルに診てくれるんです。だ

から、産婦人科から乳がん、すべて女性の先生が

診てくれる。そしてカウンセリングもしてくれる

し、いろんな意味でちょっとした相談にも乗つて

くれる助産婦もいる。その施設は、妊娠、出産

でお世話になつたら中高年になつて更年期でも行

けるよう、ずっとカルテを持つて、先生はお一

人ではないんですが、いろんな先生にもわざると

思いますが、そういうふうな女性専門のセンター

みたいな形のところがふえるといいのではないか

か。それはアメリカやカナダではもう既にござい

ます。そういう意味で、ちょっとと言葉足らず

だったんですが、そういうふうなことを日本でも

どうかというふうに御提言させていただきまし

た。

以上でお答えになつたでしようか。

○参考人(森恵美君) まず最初に、子供を産めな

い方への圧力があるんだというお話をしたと思う

のですが、これは産めない方にとって、私たち

は圧力を与えているつもりはないんですけど

も、子供のいらっしゃらない方にとつては子供の

いる御夫婦に会うだけでも圧力を感じるという人

もいるんですね。

もうとと言えば、年賀状にお友達から、私たち夫

婦に赤ちゃんが生まれました、とても幸せですと

いう写真をもらつただけでもとてもいたたまれな

い気持ちになるというような、そういうふうな形

で、何か私も早く子供が欲しいというような持

ちにさせられたり、社会から普通じやないとい

ういるんですね。

以上でお答えになつたでしようか。

○参考人(水島裕君) お三人の方、私も望むこういう立派

な仕事をやっていらっしゃるわけでございますか

ら、どうぞなるだけ誤解を与えないように。今

だつて、普通にただ聞くと、どうもしゅうとめが

いじめるとかいうふうに聞こえると思いますの

で、皆さんからの賛同を得るためににはそういうふ

うにいろいろなところも考えて、今後もぜひ御活

躍なさることをお祈りして、終わりにしたいと思

います。

どうもありがとうございました。

○参考人(鶴保庸介君) 毎度のことであります、この調

査会でお話を聞くたびに、へえ、なるほど、そ

うたつた一言なんですが、お一人しかいないのとい

うような言葉も、この少子化の社会では二人目を

どうして妊娠しないんだという裏のメッセージに

伝わつてしまつて、何となく立場がないというよ

うな気持ちになつてしまつ。その当事者にとって

は圧迫を与えられているというふうに感じるとい

うことです。

それから、何と申しましても、妊娠、出産そし

て中絶する体を持つてゐるのは女性なんです。そ

のことによつて女性の人生といふものがかなり左

右されてしまつます。ですから、基本的にはとい

いますか、出発点は女人の人、男の人両者が十分話

し合つて理解し合つて、二人が納得のいく結論が

なるほど、へえという納得の方が多くて、質

ないかと思います。

あと、女性科、女性が行けば何でもわかるお医

者さんがいたらしいと言うけれども、医者の方は

頭から下まで全部わかる人なんというのは絶対、

絶対ということもないでありますけれども、プライマ

リーケアのできる人はいます。それは、かえつて

変な誤診とかトラブルがあつてぐあいが悪いか

じやないかと思います。

ですから、余り質問がなかつたけれども、一つ

ぐらいいか答えてください。

○参考人(森恵美君) まず最初に、子供を産めな

い方への圧力があるんだというお話をしたと思う

のですが、これは産めない方にとって、私たち

は圧力を与えているつもりはないんですけど

も、子供のいらっしゃらない方にとつては子供の

いる御夫婦に会うだけでも圧力を感じるという人

もいるんですね。

もうとと言えば、年賀状にお友達から、私たち夫

婦に赤ちゃんが生まれました、とても幸せですと

いう写真をもらつただけでもとてもいたたまれな

い気持ちになるというような、そういうふうな形

で、何か私も早く子供が欲しいというような気持ち

にさせられたり、社会から普通じやないとい

ういるんですね。

考人と同様に、人間教育は非常に重要な立場だというふうに考えております。全人的教育というような意味で、産婦を使わせていただきましたが、そのような意味で、今実際助産婦の中で、先ほど話しましたように命の教育という行わせております。

それほどのような教育かと申し上げますと、助産婦さんが出産、誕生を小学校五年生に対して、その場面を大きな子宮のモデルをつくって見せられる。赤ちゃんとが誕生するのは、その子宮の中から出るのはいかに大変かというのを小学五年生に体験させて、参加型の教育をしているんですね。

それはどうしてかというと、どうしても自己中心的に子供たちはなりがちなんですね。他人を思いやる心というのは、一人一人の命が大切だということをまず知つてから芽生えてくるというふうにも思いますので、そういう意味で、まずはその取つかかりとしては命の教育のようなものを

やつていくことか必要かと考えております。ただ、モラル教育に本當になつてしまつてはいけないと私も思います。

分の体について自分で決断できる能力を養う教育が必要だというふうに思っています。

男女のコミュニケーション能力がなかなか育つておりません。同じ世代で言葉を交わすのに、ほとんど言葉等は使わないで性交渉が行われてしまふということも考えられます。そういう意味で、言葉によつて嫌だという表現をする力がある若い女性に養われていない。どのようなふうに判断つたらいいか、自分の考え方を述べたらいいかと、いうようなところまで性教育の中で推し進めてもらいたいといふふうにも思つております。性行動、避妊行動以外の部分で、避妊、性行為に至る

までの過程のコミュニケーションのとり方も自己決定能力の中に入ると想いますが、そういった意味での教育が必要かと考えております。

もう一つは客観的なデータ、本当に避妊の手段に関するいろいろと避妊の実行率、あるいは失敗した場合など、非常に失敗率も高いということをございますので、そういう面で正確な情報提供が必要かと思つております。

○会長(石井道子君) ありがとうございました。
時間です。よろしいですね。

○小宮山洋子君 三人の参考人の皆さん、本当に
ありがとうございました。

きょうは、この共生の調査会では新しいテーマとして女性の健康・権利、リプロの話をしましたので、一回目の参考人のお話としては初めてお聞きになる方にはかなり難しかったのかなという感じもいたしますが、そこから入るとこの先進み方がいいのかなども一面思つたりしております。それで、私は二十九分時間をいただいておりままでの、お三人の方に均等には伺えないかもしれませんけれども、なるべくこれからこの共生調査会でプラスの方向で成果を得るために必要だと思われることを何点か伺いたいと思います。

ます 芦野さんに伺いたいんですけれども
のリプロダクティブヘルス・ライツという舌をか
みそうな言葉、日本では性と生殖に関する健康・
権利と訳していますが、性といった途端にもう何を
となくちょっとタブー視するような嫌いもござい

まして、何で妊娠と出産に関するじやいけないのかということを私も何回も言わされました。その言葉が、もとの言葉も訳した言葉もわかりにくいくらいもあるかと思うんですけども、どうしてでもまだ妊娠、出産、そして母性保護というところから人の意識もそれから行政の方の対応もまだまだ出られないでいると思うんですけども、この認識をもうちょっと進めていくためにはどういうことが必要だと思われるかをまず伺いたいと思

○参考人(芦野由利子君) それはもう繰り返し繰り返し飽きることなく話を続けていく、説得を続けていくほかないのではないでしようか。

例え、セクシュアルハラスメントという言葉、今ではセクハラといふように短くされて、かなり広く用いられるようになります。もちろん、セクシュアルハラスメントについて果たしてどれだけの人が正確に理解しているかということになりますと疑問などもあるかもしれませんが、でも、この言葉が日本に紹介された当時に比べますと相当日本の社会の中にも共通認識が生まれつつあると思うんですね。果たしてリプロダクティブヘルス・ライツがそれと同じように広まつていくかどうかということは、今の段階では何とも申し上げられませんけれども、でも、そういう方向にできれば私も持つていいなものだろうかというふうに考えております。

一番いいのは適切な日本語があることなんですが、けれども、残念ながら、海外から来た言葉はこれまでなかつた概念に新しい言葉をつくつてているがために日本語にもなりにくいという状況がございまますので、ならばリプロダクティブヘルス・ライツ、これは大変に長い名前なものですから、私ども実はリプロヘルス、リプロライツというふうに、これが短縮形のぎりぎり妥協できる線かと思いまして、そういう短縮形で使うこともござりますけれども、その呼び名ができるだけ広めていくという努力を差し当たりはしたいというふうに考えております。

なお、逆に議員の皆様からも、いろいろアイデアなどがおりでいらっしゃいましたら、ぜひ私もお聞きしたいと思ってるところです。

○小宮山洋子君 それで、そのリプロヘルス・ライツの中でも特に、わかりやすく言えば産む産まないの自己決定を女性ができるということにもなると思うんですけれども、その点からいつて何かの方があつてしましましたように、今、日本の中では刑法に墮胎罪があつて、女性の側だけ、それを行つた医者とかもそうですけれども、男性は

テイブヘルス・ライツがそれと同じように広まつていいかどうかということは、今の段階では何ども申し上げられませんけれども、でも、そういうた方向にでなければ私も持つていけないものだらうかというふうに考えております。

一番いいのは適切な日本語があることなんですが、れども、残念ながら、海外から来た言葉はこれまでなかつた概念に新しい言葉をつくつてゐるがために日本語にもなりにくいう状況がございまますので、ならばリップロダクティブヘルス・ライツ、これは大変に長い名前なものですから、私ども実はリップロヘルス、リップロライツといふふうに、これが短縮形のぎりぎり妥協できる線かと思いまして、そういういた短縮形で使うこともございまますけれども、その呼び名ができるだけ広めていくという努力を差し当たりはしたいというふうに考えております。

原則としてそうではなくて、女性だけが罪を負わなければいけない、罰を受けなければいけない。先ほど御紹介いただいた女性会議などの成果文書にもこういうことをしちゃいけませんよと、そのことをちゃんと日本政府も同意をしているにもかかわらず、依然として刑法の中に墮胎罪がある。

そして、おっしゃったように、優生保護法を改正するとき、優生思想だけは外れましたけれども、最初は母性保護法という名前になりそうだったのでそれを何とか母体保護法まで持つていったという経緯がございまして、このときも全くこの部分については一言の審議もなく法律が改正されてしまっているという現実があるので、一つは芦野参考人に、NGOのサイドでも随分いろいろな検討が女性の体と性の法律の問題についてあると思いますので、そういうところからどんな方向でこの法律を改正していくらいいかということを伺いたいことと、それから金城参考人からは、随分この法律について詳しく御説明をいただきたましだけれども、このことをこういう形で進めしていくためにはどのような私たちができることがあるのかも含めて、この法律について考えてもらつしやることを、時間が足りなくておっしゃり足りなかつたと思いますので、芦野参考人と金城参考人に伺いたいと思います。

○参考人 芦野由利子君) ありがとうございます。

が始まりまして今日に至っております。時間の都合で余り詳細には入れませんけれども、何を目指しているかというポイントだけ申し上げておきたいと思います。

基本的には堕胎罪と母体保護法、これはいわばセットになっている法律体制でございますので、この両方の法律をなくすということを考えております。では、なくして全く法律がない状態でいいのかとなりますと、やはり女性の健康と権利を守るという意味では、法律によって安全に合法的に避妊手段が得られ、中絶ができるという状況は必要ですので法律が必要だということです。

金城参考人が御提示くださいましたこと、私もかなりの部分は同じ意見でございます。特に不妊手術が要らないというところは私もまさに、私といいますか、その女性のグループでもそのように考えておりまし、法律の名称もそのものばかり避妊と中絶に関する法律でよろしいのではないかというふうに思つております。ヨーロッパには文字どおりアボーションローですかアボーションアクトという法律を持つ国がたくさんございますので、日本でも同じような法律名でよろしいのではないかと思います。

その法律の内容といたしましては、先ほど最初の発言のときにもちょっと触れましたが、金城参考人と私が活動をしておりますグループで多少違いますところは期間規制にするか適用規制にするかというところなんですが、ほかのところはほぼ同じでござります。夫の同意が要らない、それから不妊手術という項目も削除する、名称も同じでございます。期間規制か適用規制かというところで、私どももここで実は行きつ戻りつしている現状ではございますが、現時点では中絶をする当事者が女性であるということから、胎児が母体外で生存できない期間の間は女性が申し出れば中絶を認めてもいいのではないだろうかという方向で今検討を進めております。

実はここ二、三日、オランダやスウェーデンからいろいろな情報をもらつてているんですけれども、例え

世界で一番中絶率が低い国でございます。避妊がセットになっている法律体制でございますので、この両方の法律をなくすということを考えております。では、なくして全く法律がない状態でいいのかとなりますと、やはり女性の健康と権利を守るという意味では、法律によって安全に合法的に避妊手段が得られ、中絶ができるという状況は必ずしもないんですけれども、女性が望まない

ことは人づてといいますか、原文どおりの翻訳でありますと、原文がございませんので、済みません、これは人づてといいますか、原文どおりの翻訳であります。では、傷害罪に当たりますから処罰の対象になります。では、傷害罪に当たりますから処罰の対象になります。では、傷害罪に当たりますから処罰の対象になります。

期であれば女性の自由意思で中絶ができるという法律になつてはいるということでございます。そうしますと、女性の自由意思に任せたら胎児の生命が、つまり生命が尊重されなくなる、とんでもない事態になるのではないか、中絶がふえるのではないかというような御意見がこういう議論では返つてくることが多いんですけども、今申し上げましたように、オランダは中絶が世界で一番少ない国でございます。

そこから、改めて御説明するまでもなくおわかりいただけると思いますが、例えばそのような法律がございまして、私たち、その女性のグループでも一応今そういう方向で考えているところでございます。したがつて、胎児条項を設けるといふことはせつかなくした優生保護法時代に逆戻りすることになりますので、これは不要であるといふふうに考えております。

それと、当然のことながら、女性はだれしも中絶を好んでする人は一人もおりません。ですから、望まない妊娠を防ぐための手段でをどうとするか、やはりそこに重点を置いた法律にしていきたいというふうに考えております。

その中で、先ほど冒頭にも御説明いたしました相談所のことですとか、それから女性、男性もそうですね、それから相談も非常に安価に気軽に受けられるようなそういうシステムが必要だというふうに考えております。大体大まかなところはそのよ

に反して行われた中絶、あるいは不妊手術の場合、女性、男性両方にかかわりがありますので、当事者の意思に反して行われた不妊手術に関しては、これは傷害罪に当たりますから処罰の対象になるという考え方でございます。

○参考人(金城清子君) 続けさせていただきま

す。今、女の健康を考える会の御意見ということでいろいろ伺いましたけれども、私そもそもの方に行きたいですね。

混合規制と言つたのは、やはり現状で国際社会の中で一番進んでいるものを全部集めてみても、胎児が母体外で生存できない期間、もう何の理由もなしに中絶できるという国はなかつたものですから、ちょっと日本でも無理だろうと考えたわけなんです。

しかし、今オランダのようにストレスを感じるんだつたらこれはよろしいというふうなことでしていくことであれば、混合規制ではなくて期間規制、そして中絶可能期間を二十二週未満というふうにすれば、これは現状では国際社会の中でも一番進んだ人工妊娠中絶に関する法律になるのではないかと、そういうふうなことで日本ではぜひつくついていただきたいという気がいたしました。

実を申し上げますと、歴史的に見ますと、日本では戦後間もなく中絶が合法化されているんですね。もちろん、これは女性の自己決定権を保障するためではなく人々政策のためだったということはもうよく知られているわけです。でも、人工妊娠中絶を合法化したという意味では国際社会の中で一番進んでいる。しかし、それがいまいなままにということですから、女性たちがこの問題について意識的に取り組む機会を実は逸してしまつたというところもございます。

今回は、ぜひ女性たちがみんなこの問題について十分に考え、そして発言する機会が提供される

中で、国際社会の中でも一番すばらしい法律をつくっていく、今そういう時期なのではないかと思つております。ぜひそういう方向で御努力いただけましたら、うれしいと思います。

○小宮山洋子君 法律については、今それぞれ取り組んでいる党もあると思いますし、ぜひいろいろ形で、一足飛びにそこまで行くかどうかわかれませんが、その地ならしをこの共生社会でできればいいなどいうふうに私も思つております。それで、もう少し具体的な話で言いますと、今現状でそうしたリプロを守るために、先ほど鶴保さんが教育の話を聞かされましたので教育のことは大体おつしやつていただいたと思いますが、教育をするにもそのする人をどう養成するか。特に、学校の先生なんかまだ雌しべと雄しべの世界というのが結構多いと聞いています。中には、養護の先生が積極的にもう十何年取り組んでいますが、先生の属性にまだまだ任されている部分があると思いますので、そのあたりの教えられる人をどう養成するか。

それから、相談の機能を現状としてどこでどういうふうにすれば、そうした法律で何が、こう十分なものができるまで何をしたらいいかを手短にお三人の方に、欲張りですけれども、伺えればというふうに思います。

○参考人(芦野由利子君) これも冒頭の発言の中で触れましたけれども、小宮山議員おつしやるよう、情報やサービスを提供する、プロバイダーと申しますけれども、そのプロバイダーがどのような知識を持っているか、どのような意識でサービスを提供するか、これは大変重要なことでございます。プロバイダーがその人のモラルでクライアントを判断してしまって、そのことによつてクライアントの側が大変に傷つくという現実もございますので、決してモラルジャッジメントしてはいけないということ、これは原則だらうと思つます。できるだけ公正な情報を提供する。

その教育の場でございますが、私がおります日家族計画連盟では、現行法で定義されておりま

す受胎調節実地指導員の認定講習会を過去何十年間でございましょうか、ずっと続けております。毎年そのプログラムの中身も、もちろん法律に則しながらでございますが、できるだけ現在のニーズに沿った形で内容を見直しているところでござります。

申しますのは、専門家の方々がこれまで受けている教育を拝見しますと、どうもやはり、森参考人がいらっしゃる前で大変失礼かもしれないけれども、母性保健ですか母子保健といったところにどうしても焦点が当たってしまって、ライフサイクルという視点が不足してきたように思います。

それから、女性の自己決定権というような視点、インフォームドコンセント・チョイスという視点も必ずしも専門家に十分教育されていない現状があるように見受けますので、そういったことを現行の、例えば医者に対するカリキュラム、あるいは看護婦さんや保健婦さん、保健士さん、助産婦さん、看護士さんもいらっしゃいます、そういう方々、専門家に対する教育カリキュラムの中にどんどん盛り込んでいく、その見直しをするということ、これはとても必要なことだろうといふふうに思つております。

それから、相談所につきましても、先ほどの繰

り返しですけれども、私は決してそんなに大規模なもののは必要だとは思つておりません。すなわち、それほどたくさんの予算を必要とするものではないと思うんです。マンパワー、予算ともにかなり小規模なものでも十分相談のための場づくりというものはできるのではないかというふうに思つております。

例えは、スウェーデンでは一九七〇年代に中絶法ができました。そのときに同時に、何と避妊のサービスを無料で提供するための法律がつくられております。さらに、相談室が全国にたくさんつくれました。

若い人たちが主な対象ですけれども、どういう相談室かと申しますと、日本風に申しますとマン

ショーンの一室、例えば二DKなり三DKの一見普通の家の居間のようなそういうところにドクターと申しますのは、専門家の方々がこれまで受けている教育を拝見しますと、どうもやはり、森参考人がいらっしゃる前で大変失礼かもしれないけれども、母性保健ですか母子保健といったところにどうしても焦点が当たってしまって、ライフサイクルという視点が不足してきたように思います。

それから、女性の自己決定権というような視

か物々しいクリニックですと、ちょっと足を運びにくくということがあるので、どうけれども、大変くつろげる普通の居間のような雰囲気の相談室ですと、自由に出入りができるし、そこでいろいろなことが話し合える、相談に乗つてもらえる、そして同時に必要な避妊法も入手できるというよう

な状況がスウェーデンなどではもうつくられておりますので、私はスウェーデンの例などは大変日本としても見習うものがあるのではないかというふうに思つております。

以上です。

○参考人(金城清子君) まず教育の場でどういうことですか。教職課程の中でこういう問題について先生になる人に教えるということはないよ

うです。介護なんかについてはもう教職課程の中

にきちっと入つて、介護経験をしなければ免許証

が取れないということになつています。それと同

じぐらいこの問題についての教育は大切なことだ

と思いますので、教職課程の中に、今、芦野参考

人がおつしやつたようなところで行つていらっ

しゃるような教育を入れていくというのも一つのアイデアではないかと思ひます。

それから、相談機関でござりますけれども、

ふうに考へております。その中でも助産婦は、先

ほど申し上げましたように、受胎調節実地指導員

の資格を得られるようなプログラムが組まれてお

りますので、そういった意味で、すぐにでもその

よう役割が果たせる人材だといふうに考へて

います。

ただ、今のところ、助産婦は医療施設で妊娠婦

の助産看護に当たっておりますので、その人材が

地域にないという事実がござります。地域に常

勤で配属する枠がないということもあると思いま

す。助産婦の中には地域でぜひ働きたいというよ

うな助産婦が非常に多くおりますので、ぜひその

ような枠をつくついていただけるとその役目を果た

せるという、昔の産婆さんのように、身近にいっ

てもリプロダクティブルスについて相談できる

人がいるということは非常に重要なことです。

資料の方に示しましたが、今、市町村の中で老

人介護の方にどうしても保健婦が充足されており

まして、母子保健、母子のケアのことに関して、

新生児訪問でさえも非常に勤勉の助産婦が担当してい

るというような実態でございますから、ぜひその

おつしやつたように、厚生省の委員会が秋から

年末にかけて報告を出すと言われておりますけれ

ども、例のクローネンの問題にしても、これはクローネン技術の問題だけじゃなくて、各國とも生命

倫理、生殖医療の枠組みがあつた中でやつてい

る、そこが逆転しているというところがどうも日

本の場合は非常に問題だと思つております。

おつしやつたように、厚生省の委員会が秋から

一番おつしやりたいことを伺つて終わりにしたいと思ひます。

○参考人(金城清子君) それではお話をさせていただきます。

私は、生殖補助医療について制限するべきだとモチエックしていくべきだと全く思わないで、こういうふうに技術が進歩してきているわけですから、不妊の人たちにとっては妥当な方法できちつと利用するべきである。これは性と生殖の権利・健康の中にこういう技術を利用する権利といふのも当然入るんだというふうに思つております。

ただ、今のように全く法律がない、そういう中でお医者さんのガイドラインだけで実施していくことは大変望ましくないというふうに考えているわけです。ですから、これはもうこういふ技術を使つていてるところはどこでもそうなんですが、不妊治療に関する法律というようなものをきちっとつくって、そしてその法律に規定されたルールに従つてやつていくことが必要であらうというふうに考えております。

これは本当にいろんなことができる事なんですね。外国ではそういう人間を変えてしまうということに非常に関心がありまして、こういう問題についてはきちとした委員会なんかを置いて、その委員会の監督のもとで医療を実施していくと法律といいますのは個人の権利を保障するためにあるべきなわけですが、他方では法律があることによって國の介入がある程度認められるというような危険もあるわけですから、個人の性と生殖にかかわりのある生殖技術の法律であればこそ、本当に個人の生殖に過度な介入のないような法律をつくることが大切なではないかというふうに思つております。

詳しいことは、ちょっと時間がございませんので、必要とあればまた何かの機会に申し上げたいと思っております。

○参考人(芦野由利子君) 生殖技術に含まれる問題、先ほど申し上げましたような生命倫理上の問題、女の体が結局産む道具化されてしまふのではないかといったような問題、さまざまございま

す。子供の親はだれかといったようなこと、そもそも人とは何かといった大変人間にとつて本質的な問題を提示しておりますので、これを今の日本のように全く何の歯どめもなく市場原理に任せるとそのまま放置しておくこと、これは問題だらうと思ひます。

したがつて、何かルールが必要だろう。技術がもう現在ございますから、とすれば、やはりそれを全面的に禁止すること、これは非現実的です。で、今ある技術はそれを使いたい人は使えるよう選択の自由というものは保障せざるを得ないのだとは思いますけれども、かといって、どんどん開発される技術を際限なく認めていいのかとなりますが、私はどこかで線引きが必要なのだろうというふうに思つています。

ただ、それ以上、私は残念ながら医学の専門家ではございませんし、本当に日進月歩する生殖技術、追いつくのがもうようやくという状態ですので、一つ一つについて具体的にここがこうであるという問題提起はできませんけれども、大枠のところはそのように考えております。

ただ、ルールをつくるときに、国の法律という形になるときに一つだけ注意したいと考いますのは、やはりこれは個人の生殖にかかわりのある法律になるわけですから、それが個人の生殖に、何と申しましようか、これは一般論ですけれども、それは本当にいろいろなことに関しまして三人の参考人の方から御意見をいたければと思ひます。

○参考人(森恵美君) 医療費控除に関しましては、今検討中だということを私は伺つております。

不妊の、体外受精等を一回するのに五十万円かかります。ただ、五十万円払つてするんですが、繰り返しする人のどこまで線を引くかという問題が非常に出てくると思うんです。この治療はやつたら治るという可能性での治療ではなくて、子供を得るまで続けるという可能性があります。そうしますと、五十、更年期まで頑張るというような形で医療費控除をしたときに、かなりの多数の人達がそういうふうになつてしまふと医療費の破綻の問題が出てくると思いますから、何回までというふうな、何回以降の人とか、その辺の線引きはどうするかという問題が非常に大きいかというふうに考えております。若い不妊のカップルに関しては、やはり医療費控除が非常に必要だといふふうに考えております。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。きょうは貴重なお話を聞かせていただきまして

本当にありがとうございました。私の方は、これまでいろいろ委員の方から質問とかありましたのでダブらないようにしていきたいと思うんであります。

今、いろんな方々、女性の方々、結婚された方々とお話しする機会も多いんですけど、やはり不妊で悩んでいらっしゃる方が多い。私ども、いろんな治療を受ける際に大変費用負担がかっているということで、産みたいという意識があつても経済的な理由でやめようか、あるいはいろいろな情報不足のために悩んでしまつて産まないというふうに決めてしまう、そういうようなお話を聞いておりまして、もしカップルが不妊で悩んでおつてどうしても産みましょうということになった場合、やはり医療保険とか医療費控除みたいな形で支援をしていったらいいんではないかと話も聞いておりまして、もしカップルが不妊で悩んでおつてどうしても産みましょうということになりました場合、やはり医療保険とか医療費控除みたいうふうに私は考へてゐるんですけど、その不妊治療に対しての医療保険適用あるいは医療費控除というようなことに関しまして三人の参考人の方から御意見をいたければと思ひます。

ささらに、回数制限ですけれども、これはやはりべきだなんということが言われるんですけど、それとは全く無関係だと思います。あくまでも産む産まないの自己決定権を保障する、そしてその健康を保障するという観点から医療保険の適用を考えるべからず私自身は思つております。

ただ、今のように法的な規制がない中で非常にいいかげんな治療が行われている場合もあるわけですよ、そういう中で医療保険の適用というのには問題であろうと。そういう意味で、私が提言いたしましたけれども、不妊治療を実施する機関の許可制なんということを法律上さしつと決定をして、法的規制をした上で保険の適用が必要だと思います。

さらさらに、回数制限ですけれども、これはやはりべきだと私は思つております。

○参考人(芦野由利子君) 私は、現時点では不妊治療に健康保険を適用すべきであると積極的に申し上げられるところまでいつておりますが、私の中の考えが。どちらかといいますと、いささか、六分ぐらい少し否定的なところがあるかもしれません。

と申しますのは、不妊の当事者の方たちの自助グループの方たちとも私は接觸ございまして、そういう方たちの御意見を聞きますと、健康保険が適用されると今よりもっと不妊治療を受けなければいけなくなってしまう。不妊治療を受けない自由もあるわけですね、選択の一つとして。

カウンセリングといいますか、相談に対しての基本であろうと思います。

そしてもう一つは、これもすべてに共通することですけれども、やはりインフォームドコンセント、そしてインフォームドチョイス、これを徹底させるということが大変重要だうと思います。

不妊の当事者の方々からも、自分の自己決定が尊重されていない、行つていろいろ質問しても医者にとても嫌な顔をされる、あげくの果てにそんなに自分を信用できないのであればもう来なくてもいいというふうにつれなくされるとか、そういった大変嘆かわしい例がたくさん聞かれますので、そうであつては困りますから、やはりあくまで主人公はクライアントであつて、その人の手助けをする立場にしかすぎないんだということを基本に置いて相談に乗つていただけるような場所が必要だうというふうに思つております。

○渡辺孝男君 どうもありがとうございました。

○林紀子君 きょうは、三人の参考人の皆さん、ありがとうございます。

私は、三人の方々にそれぞれお伺いしたいので、芦野参考人から順次お答えいただきたいと思うんですが、それは人工妊娠中絶をどのように減らしていくか、そのことにに対する行政の責任というか最優先課題は何かということなんですね。

金城先生もここで成果文書の七十二項というのを引いて、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題」とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」ということをうたつていて、このことを引いてくださつたんですけれども、私は厚生省の昨年発表した生涯を通じた女性の健康施策に関する研究会報告書というのを見せていただいたんですが、それには、向こう十年に人工妊娠中絶を二分の一に減少させることで十代の件数を減少傾向に転じさせるという目標を書いているわけですね。その目標はわかつたんですけれども、それでは具体的にはどうしたらしいのかというのがなかなか見えてこないんです、これを読んでも。

それでお伺いしたいのは、女性の自己決定権を重視して、そして行政がまず最優先の問題として

取り組まなければいけないということはどういうことなのか。女性の問題だけではなくて、やはり先ほど来男性ということもきちんと視野に入れながらというお話をありましたので、では男性に対

してはどういうふうにしたらいいのか。その両面で行政はどういうふうにその課題を遂行していくことでこの目標というのを達成できるのか、させるのがどうお伺いできたらと思いま

す。

○参考人(芦野由利子君) これまで申し上げましたことの繰り返しになるかもしませんけれども、要すれば望まない妊娠をどう減らせるかということになりますから、やはりここでは学校での教育、学校だけにはとどまりませんが、主に学校

での性教育、そして具体的な情報サービス、避妊法、避妊具も含めまして、それが簡単に安価に手に入れられるという、そういう場所が必要だう

といふに思います。

つまり、基本的な教育と、そこで情報、知識が得られたとしても実際に避妊器具・薬がなければ妊娠、出産の調節はできないですから、その避妊法という手段が手に入りやすい状況をつくる。また、それに付随して、さまざまな性にかかるいろいろな悩み事を持つている人に対しても相談に応じることのできる場所をつくる。そういうふうに思つります。

得られたとしても実際に避妊器具・薬がなければ妊娠、出産の調節はできないわけですから、その避妊法という手段が手に入りやすい状況をつくる。また、それに付随して、さまざまな性にかかるいろいろな悩み事を持つている人に対しても相談に応じることのできる場所をつくる。そういうふうに思つります。

つまり、基本的な教育と、そこで情報、知識が得られたとしても実際に避妊器具・薬がなければ妊娠、出産の調節はできないわけですから、その避妊法という手段が手に入りやすい状況をつくる。また、それに付随して、さまざまな性にかかるいろいろな悩み事を持つている人に対しても相談に応じることのできる場所をつくる。そういうふうに思つります。

得られたとしても実際に避妊器具・薬がなければ妊娠、出産の調節はできないわけですから、その避妊法という手段が手に入りやすい状況をつくる。また、それに付随して、さまざまな性にかかるいろいろな悩み事を持つている人に対しても相談に応じることのできる場所をつくる。そういうふうに思つります。

得られたとしても実際に避妊器具・薬がなければ妊娠、出産の調節はできないわけですから、その避妊法という手段が手に入りやすい状況をつくる。また、それに付随して、さまざまな性にかかるいろいろな悩み事を持つている人に対しても相談に応じることのできる場所をつくる。そういうふうに思つります。

得られたとしても実際に避妊器具・薬がなければ妊娠、出産の調節はできないわけですから、その避妊法という手段が手に入りやすい状況をつくる。また、それに付随して、さまざまな性にかかるいろいろな悩み事を持つている人に対しても相談に応じることのできる場所をつくる。そういうふうに思つります。

いうことも教育そして相談の場でも徹底する必要があるだうというふうに思つております。

○参考人(金城清子君) 今の芦野参考人の意見を全部援用させていただくんではけれども、その中では私は平等教育ということを強調したいと思ひます。

やっぱり妊娠するのは女性で、中絶も女性なんですが、そのため精神的な大変つらい思いをしたり、健康被害を受けたり、それはみんな女性なんですね。ですから、多くの場合、女性は避妊ということに大変敏感な感覚を持つているわけです。にもかかわらず、こんなにたくさんの中絶が行われるのはなぜなのかというと、これはやつぱり男性と女性の間に本当に平等な関係がないからではないかと思うんですね。

今、日本では七〇%がコンドームだということをございましたけれども、コンドームを避妊に使っているのはかなり煩わしいことだと、特に男性はそう感じる。したがつて、コンドームなしにと云うことから妊娠につながるということだと思つてくださいましたけれども、コンドームを使つたときにはつきりと

失敗は必ずあるんですね。ですから、そういうときには、望まない妊娠をした女性に対しても十分にサポートしていかなければいけない。成果文書のここで引用したもののすぐ後ろに、望まない妊娠をした女性にはサポートしていこうということをつづけ加えられていることをちょっと申し上げておきたいと思います。

○参考人(森恵美君) 私も、男女の対等な人間関係をつくっていくことが非常に必要だというふうに考へております。

避妊について話し合うということについて、男性は二、三割ぐらいしかその必要性を感じていないと、調査結果があります。女性に関しては五割以上のことについて話し合つ。そういう今の女性の態度、男性の態度を考えますと、やはり避妊について話し合う関係ができるということがまず第一歩だとうふうに考へております。

それから、望まない妊娠を防ぐ方法ですが、避妊の性教育を徹底するということのほかに、望まない妊娠をしてしまった後のフォロー、人工妊娠中絶後の性教育、避妊指導、これは個別な避妊指導になつてくると思います。女性の人格を傷つけ

うするすると男性は、何でピルを飲んでいかつたのいうことでおよそ自分の責任を感じない、こういう世の中には日本はしたくないと思うわけで禁されたときに、すぐ女子学生が、将来ピルを飲むことを強制されるような社会になつてはいけない

いというふうに私に言つてきたんですね。それを見ますと、本当に避妊というのは両方の協力のもとに実行されるものなんだということを特に日本では強調していく必要があるんじゃないかと思いま

す。

それから、必要なことではないかもしれないんですけども、一つ強調しておきたいんですが、望まない妊娠をしてしまつた女性についてもやはり同じようにサポートをしていかなければいけないということです。できるだけ妊娠は避ける、でも失敗は必ずあるんですね。ですから、そういうときには、望まない妊娠をした女性に対しても十分にサポートしていかなければいけない。成果文書のここで引用したもののすぐ後ろに、望まない妊娠をした女性にはサポートしていこうということをつづけ加えられていることをちょっと申し上げておきたいと思います。

○参考人(森恵美君) 私も、男女の対等な人間関係をつくっていくことが非常に必要だというふうに考へております。

避妊について話し合うということについて、男性は二、三割ぐらいしかその必要性を感じていないと、調査結果があります。女性に関しては五割以上のことについて話し合つ。そういう今の女性の態度、男性の態度を考えますと、やはり避妊について話し合う関係ができるということがまず第一歩だとうふうに考へております。

それから、望まない妊娠を防ぐ方法ですが、避妊の性教育を徹底するということのほかに、望まない妊娠をしてしまった後のフォロー、人工妊娠中絶後の性教育、避妊指導、これは個別な避妊指導になつてくると思います。女性の人格を傷つけ

うするすると男性は、何でピルを飲んでいかつたのいうことでおよそ自分の責任を感じない、こういう世の中には日本はしたくないと思うわけで禁されたときに、すぐ女子学生が、将来ピルを飲むことを強制されるような社会になつてはいけない

いというふうに考へております。

それからもう一つは、出産後の家族計画指導と

言われていますが、二人、三人を産んだ人たちの人工妊娠中絶も高い割合だということは先ほどの資料の中には出ていませんでしたが、芦野参考人から意見として述べられていました。そういう意味で、出産後の夫婦への家族計画指導をさらにカッ普ルで受けるような体制をつくっていくとともに一つ方法だというふうに考えております。

○林紀子君 どうもありがとうございました。

い国の例としてスウェーデン、オランダというお話をありがとうございました。今お話をしてくださいましたその後がございました。おわたりにございましたのでお聞きください。

○参考人(芦野由利子君) スウェーデンにつきましては、先ほども御説明いたしましたように、大変数多く気軽に相談に行ける場所がございます。私は日ごろから思うんですけれども、日本でもコンビニがあるほどに相談所があるといいなと、もつと言いますと、コンビニの一画がちょっととした情報提供や相談のできる場所に使えないだろうかというようなことまで考えたりしております。まだまだどれだけ実効性があるかどうかわかりませんが、芦野参考人に

せんが、私の頭の中だけのことです。それから、スウェーデンに関しては、先ほど申し上げましたように、きちんと法律をつくつて、その法律のもとに行政の責任を明確にしている。行政の責任には予算をきちんとつける、必要なサービスには予算をきちんとつけるということ、それが明確にされているとすることがとても大きなことだらうというふうに思います。さらに言えば、法律をつくる段階で既にス

ウエーデンは女性がきちんと参画しているんですね。
二十代、日本の場合二十九から、ゼット

する法律をつくるべく議員の皆様に御尽力いただきたいたいと思いますけれども、そのときにやはり当事者の女性の意見というものを十分くみ入れていただきたい。そういうふたさまざまな場面で、さまざまなレベルで意思決定の場に女性自身が入っているということ、これもスウェーデンに見習うべきことの一つではないかというふうに思います。

それから、オランダにつきましては、オランダも公的な資金援助がかなりございまして、大変安価に避妊法が手に入りますし、相談もできますが、オランダの場合は、もう一つうらやましいと

思いますのは、ホームドクター制度が大変充実しております。これはドイツなどもそうなんですが、それでも、一人の家庭医が一つの家族をずっと代々診ているわけですね。

したがって、日本のよしむらあく月経が来たら、望まない妊娠が心配だ。ピルをもらいに行きたいい、それでわざわざさてどの医者にしようと、余り行きたくない産婦人科に大変重い足を向けなければいけないという国ではなくて、もうずっと代々診てもらっていますから、極めて自然に性のことも相談できるし、それから避妊のことも相談できるという状況があるんだそうです。これはとてもうらやましいと思いました。それから、民間団体も非常に活発で、お互いの関連機関の連携がうまくできているようでございます、オランダの場合には。

今、ホールムドクターのことを申し上げました
が、家族ぐるみで診てることとは、子供と
しては親に知られたくないこともありますよね。
それも知られてしまうのかというふうな危惧を私
は持ちましたら、そこはやはり専門家の守秘義務
というものはきちんと守られているそうで、親に
知られたくないことはきちんと医者が内々に取り
計らうなどということも徹底されているということです。

また思いつきましたら。そのようなことで、済みません、余り広がせば時間をおとすのであるから

○林紀子君 あと時間が限られておりますけれども、これも三人の方々にお聞きしたいと思うんですけれども、ことしの六月に I.S.O.が母性保護条例勧告を四八年ぶりに拡充したということで、その中で、産休中の所得保障を従前の所得の三分の一を下回らないよう、先ほど八〇%の保障があつたらというお話をアンケートでなさっているというのを伺つたんですが、それから、適用される労働者も正規の雇用労働者だけでなくてすべての雇用されている女性、ですから日本などではパートなどにも適用されると。それから、産前産

後休暇を少なくとも十八週にというふうに求めているということなんですね。

磯を掘り崩してしまったのではなかつたのかなというふうに思うわけですが、この改正、今後女性の社会進出というのがますます進む中で大変重要な意味を持っていると思いますので、それだけどうお考えかというのを一言ずつお聞かせいただけたらと思います。

○参考人(芦野由利子君) 一言だけ。

私は、もう日本政府も一日も早くこの条約をきちんと実行に移すべく御努力いただきたいというふうに思っております。

○参考人(金城清子君) 私もまさに同じでござい

○参考人(森恵美君) 私も同意見です。以上で
　　ルール違反だと思います。同じ働く女性として、
　　パートの方も正社員の方も同じような保護の対象
　　としていくというのがこれから非常に重要なと考
　　えております。

○林紀子君 一言ずつだったので、ちょっと時間
　　なって扱っていますよね。でも、あれは本当に
　　ます、特に日本ではハートと正規社員全く異

があれですが、どうも本当にありがとうございます。

す。本日はいろいろとありがとうございます。
私がいただいているのは十五分でございます
で、今から一点点つそれぞれの参考の方にお願
いしたいと思います。四分は十分あると思います
から、よろしくお願いします。

まず芦野参考人には、先ほどちょっとお触れに
なりましたので、もう少し詳しくお伺いしたいん
ですが、政府の少子化対策の問題ですね。それか
ら、男女共同参画基本計画に対する重要な課題の問
題について少し伺いましたから、もう少しお話して
いただければと思います。それは芦野参考人にお

願いします。
それから金城参考人には、先ほど吉祥女子高校のお話をございましたけれども、そこの学校じやんなくともいいんですけど、高校もしくは小中学校でも苦難ですけれども、生敎育に関してどの

きまつたらもうちょっとお伺いしたいと思いま
す。そして、先生の授業に参加をしている学生た
ちは一体どのように将来展望を持ちながらやつて
いるかということについて少しお話しいただけれ
ばと思います。

それから森参考人には、先ほど助産婦と産婦人
科医の数、それから看護婦数と保健婦、助産婦の
図を見せていただきました。その中で、助産婦が
ほとんど変わらないと、いうよりも減つていく原因
というのはどのようにお考えだらうかということ
は、この四つをまとめて、重複を除けば、(一)つ

ふえてますし、それから保健婦もふえているわけですけれども、助産婦はずっと少しづつ減っていく。ここらあたりは、具体的にはどういうことによってこんなになっているのかということをお伺いしたいと思います。

それからもう一点は、助産婦の問題として、男性の助産士をどうかということがいろいろ意見も出ておりますので、そのあたりにつきましてお話を伺いたいと思います。

を伺えればと思います。
よろしくお願ひします。

す。少子化対策と男女共同参画審議会の報告書に

してもう少し言葉を添えたいと思います。

少子化対策と申しますのは、私はやはり人間の

数を基本に置いた人口政策なのではないかとい

うに思うんですね。先ほどちょっと触れました

少子化社会対策基本法案を拝見しますと、その中

で仕事と子育ての両立支援のことなども触れてお

ります。あるいは労働時間をもう少し短くすべき

であるというような雇用の問題にも触れておりま

すが、もちろんそういった問題は、本来は、出生

率が高いからどう、低いからどうということでは

なくて、女と男が生きて、妊娠し子供が生まれ

る、あるいは産まない選択をするというような、

そういうさまざまな人間が生きている社会があれ

ば出生率とは関係なく必要なことだらうと思うん

ですね。ですから、少子化対策という枠に対し

て、私はやはり基本的な疑問を持つております。

カイロ会議で、カイロ会議は御存じのように本

来は人口・開発会議でございます。なぜ人口と開

発の問題を論じる会議で女性のエンパワーメント

ですかと男女平等ですとか、あるいはきょうの

テーマでありますリプロダクティブヘルス・ライ

スが語られたのか、それが主要テーマになつたの

実はこの高等学校は、山本直英さんという方が

早稲田を卒業して教育に携わる、そしてぜひ政治

教育をしたいということでこの高等学校にお入り

になられたようございます。ところが、教育の

実践の中で、そういう政治教育よりは人間教育が

必要だということで、それを政治教育から抜けて

性教育になつたとおっしゃっておられるんで

すけれども、性教育ということに大変力を入れて

教育をなさつておられました。これは女子校でござ

りますので、自立した女性をつくるという教育

だつたようございます。ですから、山本先生お

一人がこういう教育をなさついたわけではなく

て、あらゆる科目的先生がそういうことを視点に

入れて教育をしていただいたように思っています。

その後、山本先生自身は高校をおやめになつ

て、そして性と生の研究所とか、そういうのを建

てられまして、「人間の性と生」という雑誌などを主宰なさつて、そしてこういう問題について大変いろいろな問題提起をなさつてこられました。しかし、四ヶ月前に残念ながらお亡くなりになつたということです。でも、先生の遺志は大勢の方が継いでおられますので、いろんなところでこれから御活躍いただけるのだと思つております。

同じ理由から、男女共同参画審議会の報告書で、そのライツのところがいささかトーンダウン

ます。

津田塾大学というのは女子とついていらないんで

すけれども女子大学なんですね。私自身はそ

うところで見ておりますと、共学校から来た学

生、それから女子校から来た学生、何か違うよう

な雰囲気がございます。いろいろ女子校もありま

すから学校によつて違つんですけれども、女子校

で後退することのないようにお願いした

ことは再々確認されているわけですから、決

してここで後退することのないようにお願いした

ことは再々確認されています。

いとくいうふうに思つて、レジュメにもあるように

お書きいたしました。

以上です。

○三重野栄子君 どうもありがとうございました。

○参考人(金城清子君) 吉祥女子高校について御質問でしたので、ちょっと私の知る限りのことをお話ししたいと思つています。

実はこの高等学校は、山本直英さんという方が

早稲田を卒業して教育に携わる、そしてぜひ政治

教育をしたいということでこの高等学校にお入り

になられたようございます。ところが、教育の

実践の中で、そういう政治教育よりは人間教育が

必要だということで、それを政治教育から抜けて

性教育になつたとおっしゃつておられるんです

ね。

ですから、そういう意味では、性教育といいま

すけれども、これはまさに人間教育で、それがしつかりした女性をつくつていくのに大きな力になつているのだというふうに考えております。そんな教育を、私は女子校だけではなく共学校でもぜひひしていただきたいというふうに思つてゐるわけです。

以上でございます。

○三重野栄子君 ありがとうございました。

○参考人(森恵美君) まず最初に、助産婦が減少

している原因についてお答えしたいと思います。

助産婦が減少している原因是二つあるかと思ひます。一つは、少子化に伴つて出生数が減つてお

ります。そうしますと、日本全国での出生数が減つてしまつて、主たる実習施設になる助産実習施設の分娩件数も減るということになります。

それから、教育機関としては、それだけ多くの施設を使うようになりますとそれを担当する、教育を担当する教育者の問題が出てきます。助産婦

の教育ができる人ということになりますとその人

数も限られて、先ほど申し上げましたように助産婦の人数がどんどん減つてゐる。そして高齢

の教育をできる人ということがあります。それで

なケアや助産が、医療介入が必要な妊産婦がふえているということで、助産婦になる学生が実践

学ぶ対象者の数が非常に減つております。それと

もう一つは、対象者の権利を守るというのが私たち助産婦の使命でございますので、どうしても助

産実習をお受けいただく、断られる対象者もふえ

てきております。やはり未熟な学生よりはベテラ

ンの助産婦さんに、一生に一度か二度の出産だか

らこそぜひひだねたいという対象者がふえてきています。そういう面で助産実習を受け入れる施設も限りなく少なくなつてきております。

そういう制約がございまして、そして、今まで

六人とか十人というような形でお願いして実践を

でたら一施設に助産婦の実習をする学生を五、

いくとすることについての自覚が必ずしもしつ

かりしていないということをよく感じます

ね。

ですから、そういう意味では、性教育といいま

すけれども、これはまさに人間教育で、それがしつかりした女性をつくつしていくのに大きな力になつていているのだというふうに考えております。それを

もぜひひしていただきたいというふうに思つてゐるわけです。

以上でございます。

○三重野栄子君 ありがとうございました。

○参考人(森恵美君) まず最初に、助産婦が減少

している原因についてお答えしたいと思います。

助産婦が減少している原因是二つあるかと思ひ

ます。一つは、少子化に伴つて出生数が減つてお

ります。そうしますと、日本全国での出生数が

減つてしまつて、主たる実習施設になる助産実習

施設の分娩件数も減るということになります。

それから、教育機関としては、それだけ多くの

施設を使うようになりますとそれを担当する、教育を担当する教育者の問題が出てきます。助産婦

の教育ができる人ということがあります。それで

数も限られて、先ほど申し上げましたように助

産婦の人数がどんどん減つてゐる。そして高齢

の教育をできる人ということがあります。そういう

ことがあります。そういう面で助産実習が非常

に大変になつてゐる。

それから、教育機関としては、それだけ多くの

施設を使うようになりますとそれを担当する、教育

を担当する教育者の問題が出てきます。助産婦

の教育ができる人ということがあります。それで

数も限られて、先ほど申し上げましたように助

産婦の人数がどんどん減つてゐる。そして高齢

の教育をできる人ということがあります。そういう

ことがあります。そういう面で助産実習が非常

に大変になつてゐる。

それからもう一つは、対象者のリスクが高くなつて

いる。先ほど申し上げましたように、非常に濃密

なケアや助産が、医療介入が必要な妊産婦がふえ

てゐることでございます。それと

もう一つは、対象者の権利を守るというのが私た

ち助産婦の使命でございますので、どうしても助

産実習をお受けいただく、断られる対象者もふえ

てきております。やはり未熟な学生よりはベテラ

ンの助産婦さんに、一生に一度か二度の出産だか

らこそぜひひだねたいという対象者がふえてきて

います。そういう面で助産実習を受け入れる施

設も限りなく少なくなつてきております。

そういう制約がございまして、そして、今まで

六人とか十人というような形でお願いして実践を

でたら一施設に助産婦の実習をする学生を五、

いくとすることになります。そういう面で助産実習が非常

に大変になつてゐる。

それから、教育機関としては、それだけ多くの

施設を使うようになりますとそれを担当する、教育

を担当する教育者の問題が出てきます。助産婦

の教育ができる人ということがあります。それで

数も限られて、先ほど申し上げましたように助

産婦の人数がどんどん減つてゐる。そして高齢

の教育をできる人ということがあります。そういう

ことがあります。そういう面で助産実習が非常

に大変になつてゐる。

それからもう一つは、対象者のリスクが高くなつて

いる。先ほど申し上げましたように、非常に濃密

なケアや助産が、医療介入が必要な妊産婦がふえ

てゐることでございます。それと

もう一つは、対象者の権利を守るというのが私た

ち助産婦の使命でございますので、どうしても助

産実習をお受けいただく、断られる対象者もふえ

てきております。やはり未熟な学生よりはベテラ

ンの助産婦さんに、一生に一度か二度の出産だか

らこそぜひひだねたいという対象者がふえてきて

います。そういう面で助産実習を受け入れる施

設も限りなく少なくなつてきております。

そういう制約がございまして、そして、今まで

六人とか十人というような形でお願いして実践を

でたら一施設に助産婦の実習をする学生を五、

いくとすることになります。そういう面で助産実習が非常

に大変になつてゐる。

それから、教育機関としては、それだけ多くの

施設を使うようになりますとそれを担当する、教育

を担当する教育者の問題が出てきます。助産婦

の教育ができる人ということがあります。それで

数も限られて、先ほど申し上げましたように助

産婦の人数がどんどん減つてゐる。そして高齢

の教育をできる人ということがあります。そういう

ことがあります。そういう面で助産実習が非常

に大変になつてゐる。

それからもう一つは、対象者のリスクが高くなつて

いる。先ほど申し上げましたように、非常に濃密

なケアや助産が、医療介入が必要な妊産婦がふえ

てゐることでございます。それと

もう一つは、対象者の権利を守るというのが私た

ち助産婦の使命でございますので、どうしても助

産実習をお受けいただく、断られる対象者もふえ

てきております。やはり未熟な学生よりはベテラ

ンの助産婦さんに、一生に一度か二度の出産だか

らこそぜひひだねたいという対象者がふえてきて

います。そういう面で助産実習を受け入れる施

設も限りなく少なくなつてきております。

そういう制約がございまして、そして、今まで

六人とか十人というような形でお願いして実践を

でたら一施設に助産婦の実習をする学生を五、

いくとすることになります。そういう面で助産実習が非常

に大変になつてゐる。

それから、教育機関としては、それだけ多くの

施設を使うようになりますとそれを担当する、教育

を担当する教育者の問題が出てきます。助産婦

の教育ができる人ということがあります。それで

数も限られて、先ほど申し上げましたように助

産婦の人数がどんどん減つてゐる。そして高齢

の教育をできる人ということがあります。そういう

ことがあります。そういう面で助産実習が非常

に大変になつてゐる。

それから、教育機関としては、それだけ多くの

施設を使うようになりますとそれを担当する、教育

を担当する教育者の問題が出てきます。助産婦

の教育ができる人ということがあります。それで

数も限られて、先ほど申し上げましたように助

産婦の人数がどんどん減つてゐる。そして高齢

の教育をできる人ということがあります。そういう

ことがあります。そういう面で助産実習が非常

に大変になつてゐる。

それから、教育機関としては、それだけ多くの

施設を使うようになりますとそれを担当する、教育

を担当する教育者の問題が出てきます。助産婦

の教育ができる人ということがあります。それで

数も限られて、先ほど申し上げましたように助

産婦の人数がどんどん減つてゐる。そして高齢

の教育をできる人ということがあります。そういう

ことがあります。そういう面で助産実習が非常

に大変になつてゐる。

それから、教育機関としては、それだけ多くの

施設を使うようになりますとそれを担当する、教育

を担当する教育者の問題が出てきます。助産婦

の教育ができる人ということがあります。それで

数も限られて、先ほど申し上げましたように助

産婦の人数がどんどん減つてゐる。そして高齢

の教育をできる人ということがあります。そういう

ことがあります。そういう面で助産実習が非常

に大変になつてゐる。

それから、教育機関としては、それだけ多くの

施設を使うようになりますとそれを担当する、教育

を担当する教育者の問題が出てきます。助産婦

の教育ができる人ということがあります。それで

数も限られて、先ほど申し上げましたように助

産婦の人数がどんどん減つてゐる。そして高齢

の教育をできる人ということがあります。そういう

ことがあります。そういう面で助産実習が非常

に大変になつてゐる。

短大の専攻科と言われるところがすべて看護系の大学の中に入つて助産婦教育を行うような形がとられてきています。そういう中で、出産数の減少などのこともあります、十五人、二十人養成していたところで、十五人、十人という枠で少し人数が減つてきているということもございます。

そういう意味で、大学の中へ助産婦教育をやつしていくときに担当教員の人数が確保できないというような問題もあります。他の領域にも人員が必要ですので、助産婦教育をやつしていくときに人とあとお金ですね、実習施設への謝金の問題が非常に大きいです。そういった面があります。

それから、二つ目の男性助産士の件でございま
すが、私は、教育する立場からしますと、教育する権利、教育の機会均等を考えますと、学生から助産学を学びたいと言われたときに学ぶという、そういう権利を保障する立場にあると思いますから、男子学生でもその学ぶ権利を保障していくた
いと思っています。講義や演習などは男子学生で
も十分でてきておりますし、母性看護学の教育の中
で、実習ということで妊娠婦さんのケアに関する
ところで男子学生が実際にケアして、受け持ち
の妊娠婦さんから喜ばれたというケースも多々あ
ります。

の現場からの御意見を伺えて大変喜んでおりました。やはり差は少しはあるになるのかもしれませんけれども、リプロダクティブヘルス・ライツという視点では大変共通した土台を持つておられるのではないかというふうな、暗にそういうふうに考えました。

芦野さんは私は何いいたいんですねけれども、最初に、人口政策の視点からではなく、女性の健康と権利の視点から性や妊娠、出産、避妊をとらえて展開したいというふうにおっしゃいました。また、今最後に、少子化対策は本質的には人口政策なのではないかということをおっしゃいました。私も本質的には人口政策だというふうに思っておられますけれども、きょうは大変たくさん少子化対策の一環として不妊の問題とかそういう形で出てきているように思うんですね。

私、最後ですので、もう一回振り出しに戻つて、そこのところをきちんと整理、あるいは深めていただきたい、伺いたいというふうに思つておられます。人口政策ではなく、女性の健康と権利の視点からの考え方の意味を伺わせていただきたいと思います。

○参考人(芦野由利子君) これもこれまで申し上げたことの繰り返しですが、まずカイロ会議全体

たわけですがれども、そもそもその原点と申しますか、さかのぼりますと、リプロダクティブラインツというは女性の運動の中から女性たちがつくり出した言葉なんですね、私が調べました限りでは。

まさに、「これは非合法中絶」それから「選好も公合法であつた。そういう状況の中で、女性の健康はもちろん生命が尊重されていました。そういうことに対して、女性が何とかこの状況を変えたいといふことで動きを起こした」ということが一つござります。それからもう一つは、「人口政策が強制的に実行されることによって、個人の健康、自由意思による選択が侵害されている。そういう中から、人口政策にノー、ポピュレーションコントロール・ノー」という、そういう声が女性たちから起きたわけですね。

そういう経緯を経て、カイロ会議でリプロダクティブライツというものが提倡されたということを考えましても、私は人口政策のために女性の体、あるいは男性の体も含めましてあるのではないかと、あくまでやはり個人があつて、その個人がどうしたらそれぞれに生きやすい、その人なりに生きやすい、健康が保障され、納得のできる人生

○堂本暁子君 ありがとうございました。
　カイロ会議から六年の歳月がたちましたけれども、そういうたった個人個人のウエルビーイングとしますとか、その人なりの健康が保障されるといふことがとても大事なことだと思うんですけれども、残念ながら日本の医療はそこまで行き届

法律的なことについて、金城さん、先ほどおしゃってくださいました。法律的なことも確か大事だと思いますが、そのところの掘り下げ今後どういうふうに、例えば女性の運動とかそういう問題もなかなか起こってきていないんだが、金城さんには、先ほど法律のことはもうさぞん伺つたんで、どうやつてそれを実現したらいかという具体的なことをひとつ伺いたい。

ただ、助産に関しては、実践の場では対象者の受け入れる権利を保障していかなくちゃいけないということが非常にあります。女子学生でもまだ断られるということがありますので、男子学生を教育するに当たっては、私どもは十分な準備をしていかなくてはいけないという現状です。ただ、その準備ができるからといって男子学生を断るということはできませんので、そういうった面で準備をしていきたいというふうに考えておりまます。

○三重野栄子君 どうもありがとうございました。
以上です。

が生きられるか、それを保障するためにどうした
らしいかということ、そこから発想を展開してい
くべきだろうというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、人口政策のため
に女の体が道具になつてはいけないわけで、あくま
で女性の体は女性自身であるという、そのことを
強調しておきたいと思います。私はそのようなな
考えから女性の健康と権利を強調したいと思いま
す。

カイロ会議では、結果として個々の女性あるい
は個々のカップルの健康と権利、生きやすさが保
障されれば、結果としては人口問題にもいい結果を
生むであろう、開発問題にもいい結果を生むであ
らうそういうことが結論として出されていたと思
います。

それから、芦野さんにも同じようにそれを、
際に家族計画連盟はその一番かなめになる組織
いらつしやるわけですけれども、今までも大変
苦労なさつたとは思うんですけども、今後実
に成果を上げるためにどのような具体策をお考
か、伺えたらしいと思います。

○参考人(金城清子君) 大変難しい問題なんですが、
けれども、性と生殖の健康・権利もこれ人権な
ですね。そして、日本では人権というとなかなか
社会の中に根づいていない。そのことが運動と
ても大きくならないし、それから母体保護法な
どちょっと外国の人が聞いたらもうびっくりし
しまうような法律についても余り問題が起つて
いない、反対が起つてないということの背
にあるのではないかと思います。

短大の専攻科と言われるところがすべて看護系の大学の中に入つて助産婦教育を行うような形がとらえてきています。そういう中で、出産数の減少などのこともありまして、十五人、二十人養成していたところで、十五人、十人という数で少し人数が減つてきているということをございます。

そういった意味で、大学の中で助産婦教育をやつしていくときに担当教員の人数が確保できないというような問題もあります。他の領域にも人員が必要ですので、助産婦教育をやっていくときに人とあとお金ですね、実習施設への謝金の問題が非常に大きいです。そういう面があります。

それから、二つ目の男性助産士の件でございますが、私は、教育する立場からしますと、教育する権利、教育の機会均等を考えますと、学生から助産学を学びたいと言われたときに学ぶという、そういう権利を保障する立場にあると思いますから、男子学生でもその学ぶ権利を保障していきたく思っています。講義や演習などは男子学生でも十分できておりますし、母性看護学の教育の中でも、実習ということで妊娠婦さんのケアに関係するところで男子学生が実際にケアして、受け持つります。

ただ、助産に関しては、実践の場では対象者の受け入れる権利を保障していかなくちゃいけないということが非常にあります。女子学生でもまだ断られるということがありますので、男子学生を教育するに当たっては、私どもは十分な準備をしていかなくてはいけないという現状です。ただ、その準備ができるからといって男子学生を断るということはできませんので、そういう面で準備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○三重野栄子君 どうもありがとうございました。

○堂本暁子君 きょうは、芦野さん、金城さん、そして森さん、ありがとうございました。それで

芦野さんに私は伺いたいんですけれども、最初に、人口政策の視点からではなく、女性の健康と権利の視点から性や妊娠、出産、避妊をとらえて展開したいというふうにおっしゃいました。また、今最後に、少子化対策は本質的には人口政策なのではないかということをおっしゃいました。私も本質的には人口政策だと、いうふうに思つておられますけれども、きょうは大変たくさん少子化対策の一環として不妊の問題とかそういう形で出てきているように思うんですね。

私は、最後ですので、もう一回振り出しに戻つて、そのところをきちんと整理、あるいは深めていただきたい、伺いたいというふうに思つておられます。人口政策ではなく、女性の健康と権利の視点からのお考えの意味を伺わせていただきたいと思います。

○参考人(芦野由利子君) これもこれまで申し上げたことの繰り返しですが、まずカイロ会議自体が国家の人口政策に対する反省と申しますが、そのことがつまりはカップルと個人、特に女性の産む産まないの選択の自由を害はるに違ひません。途上国ではかなりの国で現在で見るのではないか。途上国ではかなりの国で現在でも実は人口政策がとられておりますけれども、以前は相当大規模に強制的な不妊手術が行われましたり、強制的に避妊薬が配付されたりいたしました。家族計画の指導員が村に入つていくと石を投げられたり、大変に拒絶反応が人々の間から起こりましたし、その結果として人口政策もうまくいかないというようなことがあつたわけですね。ですから、そういう反省に立つてカイロ会議があつたということがございます。

それと、カイロ会議でリプロダクティブヘルス、リプロダクティブライトが国際的に提唱され

たわけですけれども、そもそもその原点と申しますと、まさに、一つは非合法中絶、それから避妊も非合法であった。そういう状況の中で、女性の健康はもちろん生命が脅かされていた。そういうことで動きを起こしたということが一つござります。それからもう一つは、人口政策が強制的、半強制的に行われることによって、個人の健康、自由意思による選択が侵害されている。そういう中から、人口政策にノー、ボピュレーションコントロール・ノーという、そういう声が女性たちから起きたわけですね。

そういう経緯を経て、カイロ会議でリプロダクティブライツというものが提唱されたということを考えましても、私は人口政策のために女性の体、あるいは男性の体も含めましてあるのではないかと、あくまでやはり個人があつて、その個人がどうしたらそれぞれに生きやすい、その人なりに生きやすい、健康が保障され、納得のできる人生が生きられるか、それを保障するためにどうしたらいいかということ、そこから発想を展開していくべきだろうというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、人口政策のためには女の体が道具になつてはいけないわけで、あくまで女性の体は女性自身であるという、そのことを強調しておきたいと思います。私はそのような考え方から女性の健康と権利を強調したいと思います。

カイロ会議では、結果として個々の女性あるいは個々のカップルの健康と権利、生きやすさが保障されれば、結果としては人口問題にもいい結果を生むであろう、開発問題にもいい結果を生むであります。

○堂本暁子君　ありがとうございました。
　　カイロ会議から六年の歳月がたちましたけれども、そういった個人個人のウエルビーイングとしますが、その人なりの健康が保障されるといふことがとても大事なことだと思うんですねけれども、残念ながら、日本の場合にはそれが行政のシステムとかそれから政策とかあるいは法律とかそういうものに十分反映されないで来てしまったと思うんですね、カイロ以後も。カイロ・プロトコルのときにもまた確認され、そしてその成果書も日本は採択し、賛成しているんですけれども、なかなかカイロの国際的な合意が国内的な政策に反映されにくい。これからそれをしていくければいけないんだろうというふうに考えますけれども。

　　法律的なことについて、金城さん、先ほどおしゃってくださいました。法律的なことも確か大事だと思いますが、そのところの掘り下げ今後どういうふうに、例えば女性の運動とかそういう問題もなかなか起つてきていないんだが、金城さんは、先ほど法律のことはもうさぞやん伺つたんで、どうやってそれを実現したらいいかという具体的なことをひとつ伺いたい。
　　それから、芦野さんにも同じようくそれを、実際に家族計画連盟はその一番かなめになる組織いらつしやるわけですねけれども、今まで大変苦労なさつたとは思うんですけどけれども、今後実績を上げるためにどのような具体策をお考へくださいといふことです。
○参考人(金城清子君)　大変難しい問題なんですね。そして、日本では人権というとなかなか社会の中に根づいていない。そのことが運動としても大きくならないし、それから母体保護法などちょっと外国の人があつたらもうびっくりしてしまうような法律についても余り問題が起つてない、反対が起つてないということの背にあるのではないかと思います。

そういう意味で、外国で性と生殖の健康・権利の人たちの関心を集めてきた背景には、人工妊娠中絶ができなかつた、その中で多くの女性たちが時には自殺をしなきやいけなかつた、もう大変つらい思いをしてきたということがあつたと思うんですね。日本の場合には、なかつたことはこれはよかつたことなんですけれども、やっぱり女性たちの意識というものが大変発展をしてきていないところが背後にあるんじやないかと思います。

ですから、私は 例えば 戦前は人工妊娠中絶が認められない中で若い女性たちは自殺をしなきやいけなかつたなんて話をするとんですね。そういう意味で、過去を振り返り、いかに性と生殖の健康・権利というのが女性が一人自立して生きるために大切なのかということをあらゆる機会をとらえてみんなが考えていくような方法をとっていく必要があるんじゃないかと思います。

その上で、女性のそういうNGOがいっぱいありますので、そういう人たちが中心になつて多くの人たちに呼びかけていただきたいと思います。例えば、夫婦別姓の問題はいわば女性運動の何を中心につなぎましたよね。あんな雰囲気になつていつたらいいなと思つていてるわけでござります。

○参考人 芦野由利子君 堂本議員がおっしゃいましたように、本当にこの問題は日本では七〇年代の初めぐらいから運動としてはあると思うんですけれども、なかなか広がらないという問題がございます。

それはどうしてかというふうに思いますと、今、金城参考人が御指摘になつた、日本では戦後間もなくいち早く中絶が合法化されてしまつた。それがために、実は刑法墮胎罪があるにもかかわらず、実質的には中絶がかなり合法的にしやすい状況があるのですから、問題の本質が見えにくくなつているということがあると思います。

ですけれども、これをわかりやすく説いていきますと、この間もあるところで、私この話をしま

したときに、二十代の若い女性がリプロダクティブヘルス・ライツ、初めて聞きましたという方なんですが、墮胎罪があるんですかと、墮胎罪はやっぱりおかしい。大変に私は、何と申しますようか、非常に率直な反応だし、好感の持てる反応だなと思ったんですけども。よく解きほぐしていきますと、やっぱりそのおかしさが見えてくるようなんですね。ですから、その辺のところを大変もどかしい思いをすることもありますが、めげずに時間をかけて繰り返し繰り返し説いていく必要があるだろうというふうに思います。

それからもう一つ、なぜこの問題が広がらないか、夫婦別姓のような勢いを持ち得ないとなりませんと、やはり私は性が絡むことだからじやないかというふうに思っています。随分性のことを女性運動の中でも語るようになつてきましたけれども、でもまだまだ、先ほど小宮山議員も御指摘になりましたように、性、セックスという言葉そのものに抵抗を覚えるような社会風潮というものが根強くあります。

そういう中で、女性自身が自分の性のことなどを語り、それから、女性の権利と言っただけでもかなりバッティングが実はあるんですけども、産む産まないを選ぶのは女性の自己決定権の問題であるというようなことが言いにくいというような土壌がありますから、その辺も実は、性というのはそんなに恥ずかしいものではなくて、本当に私たち体で生きているわけで、不當に性や生殖器が今は体の中で差別され、髪の毛や手や足がありますのに、女性の國にありましたように、ほかのものは紛れもなく私自身のものだというふうに割に公言できますのに、性に関しては何となくちょっとこちらにおきましようというふうにふたをしてしまふようなところがあると思います。そういう意識の、法律は制度の問題ですけれども、あるいは教育も制度が問題の一つであると思いますが、制度とともに意識、私たちの頭の中を変えていくこともしつつ、具体的にはいろいろな出版物を出したあるいはシンボジウムを開いたり。

そして、私何よりも大変きょうううれしく思いましたのは、この場でこの問題を議員の皆様と情報を交換でき、お聞きいただけたということ、大変に大きい大きな私は第一歩だと思っておりますから、そういうふた様のステップを踏んで、ただし余り焦って、何と申しましようか、決して速成でいいかげんなものをつくるのではなくて、いろんな人たちの意見を集めて、じっくり議論していいものをつくっていけたら大変にうれしいなと、いうふうに思っております。二十一世紀の女性の申しますが、日本の社会、共生社会をつくる大きな課題の一つとして、議員の皆様にも御討論いただけたら大変うれしく思います。

ありがとうございました。

○堂本暁子君 私も本当に同じ感想を持ちます。私が議員になつたちょうど十一年前、リブロダクトタイプヘルスということを委員会で出そうとしてもその言葉自体を受けただけなかつたことから見ると、この十年で大変な変わりよう。ましてや、きょう初めてこういう国会の場でリブロダクトタイプヘルス・ライツが正式に議題にされたので、感無量なところが私自身としてはございました。今では、一生懸命そのことを取り上げていただこうと思つても、むしろ最初は拒否され続けてしまひました。

それがそうではなくて、そのことを議題にしようとすることはもう大変な変わりようで、今、芦野さんがおつしやったように、二十一世紀に本当にこの調査会からリブロダクトタイプヘルスに基づいて新しい政策なり法律なりができるわけば、日本女性たちはもちろんですが、恐らく男性ももつと生きやすくなるんじやないか、少なくとも少子化対策という短絡的な考え方よりはもっとと一人一人が幸せになれるんだろうというふうに私は思つております。

ちょうど時間になりましたけれども、森さんに何か時間がなくなつてしまつてごめんなさい。だけれども、一番最後にとてもまとまつた御意見が伺えてうれしいと思つておりますし、私たち立

次いで、場所を北海道立女性プラザに移し、北海道庁及び道立女性プラザから男女共同参画の取り組み状況について、札幌信用金庫からは女性の就労に関する取り組み状況について、それぞれ説明を聴取するとともに、北海道内においてさまざまな活動を行っている七つの女性団体との意見交換を行いました。

北海道では、女性行政を総合的に推進するため、知事を本部長とする北海道男女共同参画推進本部を設置するとともに、民間有識者委員及び公募委員から構成される北海道男女共同参画懇話会を設置し、男女共同参画について総合的に協議しております。

また、平成十一年六月に施行されました男女共同参画社会基本法に先駆けて、平成九年三月に北海道男女共同参画プランを策定しています。平成十二年度の同プランの重点事項は、学校における男女平等教育の推進、女性への暴力根絶についての認識の浸透、審議会等への女性の登用状況、農林水産業等における男女共同参画の促進、生涯学習の推進などとなっております。

北海道における審議会等委員への女性の登用状況は、平成十二年六月現在で一〇・二%となっており、国より低い数字とどまっています。しかしながら、女性議員数は北海道及び市部においては全国平均をかなり上回った数字となつておらず、政策決定過程への女性の進出は着実に進んでいます。

このほか、家庭内暴力被害者に対する支援として、被害者の相談及び保護活動を実施している民間団体への助成措置等を行っています。また、家庭内暴力被害実態の調査のため、本年、アンケート調査、被害体験者面接調査及び関係機関ヒアリングを実施しています。

説明聴取の後、委員との間で、推進本部副本部長に北海道警察本部長を充てる理由、民間シェルターへの財政的補助に際しての制限の有無等家庭内暴力対策を中心に意見交換が行われました。

次いで、札幌信用金庫から、同金庫における女

性の職域の拡大の実績について説明を聴取しました。

同金庫は、従来は男性の仕事であった渉外業務に現在は女性職員の二割弱が従事しており、このような女性の職域拡大の取り組みによって、本年、北海道労働局長賞を受賞しております。

説明の後、実際に渉外業務に従事している二名の女性職員から体験談が披露され、女性の業務内容、研修体制及び今後の展望等について質疑が行わされたほか、女性の担当する主な業務である年金に關して、日本の年金制度の現場における問題点等についても意見交換が行されました。

次に、北海道において男女共生社会の形成に向けて各種活動を行っている道内の女性団体からその活動概況等についての説明を聴取した後、男女共同参画と女性団体の役割、農村地域における女性の地位向上、健全な家庭づくりに視点を置いたカウンセリングの内容とその効果、家庭内暴力とマスメディアの影響等幅広い問題点について意見交換が行われました。

二日目は、まず札幌市役所を訪問し、札幌市における男女共同参画に関する取り組み状況について説明を聴取いたしました。

札幌市は、平成六年に第二次女性計画として、男女の共同参画型社会を目指すさっぽろ計画を策定し、あらゆる分野への男女共同参画の促進等を推進しております。また、札幌市男女共同参画サポート事業を実施し、一般公募及び市の選定する十八歳以上の男女市民にサポートを委嘱し、各種活動を行っています。

このほか、家庭内暴力については、女性への暴力対策関係機関会議を設置し、また被害女性の一時保護、自立支援策の検討のため、それぞれワーキンググループを設置して検討を行っています。さらに、セクシュアルハラスメント防止対策も行っておりま

す。等について質疑がなされました。

次いで、北海道ガス株式会社を視察いたしました。同社は、女性の能力活用のための取り組みを全社的に進め、特に女性社員の職域拡大を推進した結果、専門職以外の女性職員が広範な業務に従事している先進的な企業であり、平成十一年度均等推進企業表彰女性少年室長賞を受賞しております。

次に、北海道立札幌女子高等技術専門学院を視察いたしました。

委員からは、男女の給与面の格差の有無、職域拡大と今後の方向性、女性活用方針の決定過程、制服を廃止したことに対する評価などについて質疑がなされました。

次に、北海道立札幌女子高等技術専門学院を視察いたしました。

同学院は、女性の多様な職業訓練ニーズに対応するため昭和五十六年に開校した職業訓練校です。次に、北海道立札幌女子高等技術専門学院を視察いたしました。

以上の日程を通じて、日々最前線で男女共生の問題を取り組んでいる方々のお話をつぶさに伺い、意見を交わすことができ、有益な調査を行っていよいよ終りました。

最後に、今回の調査に当たりお世話をなった関係各位の御協力に対し心から感謝を申し上げ、報告を終わります。

ありがとうございました。

以上です。

○会長(石井道子君) ありがとうございます。

○会長(石井道子君) ありがとうございます。

○会長(石井道子君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

○会長(石井道子君) 共生社会に関する調査のため、今期国会中、必

要に応じ参考人の出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存しますが、御異議ございませんか。

○会長(石井道子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○会長(石井道子君) 御異議ないと認めます。

○会長(石井道子君) なお、その日時及び人選等につきましては、これを会長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

○会長(石井道子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○会長(石井道子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○会長(石井道子君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

○会長(石井道子君) 共生社会に関する調査のため、今期国会中、必

要に応じ政府参考人の出席を求め、その説明を聴取することとし、その手続につきましては、これ

を会長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

○会長(石井道子君) ありがとうございます。

○会長(石井道子君) 共生社会に関する調査のため、今期国会中、必

要に応じ政府参考人の出席を求め、その説明を聴取することとし、その手續につきましては、これ

を会長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

○会長(石井道子君) ありがとうございます。

○会長(石井道子君) 共生社会に関する調査のため、今期国会中、必

要に応じ政府参考人の出席を求め、その説明を聴取ることとし、その手續につきましては、これ

を会長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

○会長(石

ざいませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(石井道子君) 御異議ないと認め、さよう取り計ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四分散会

【参照】

(芦野参考人資料)

図1

WOMAN

HERS

(女性自身のもの)



男性の道徳家、政治家、法律家に属している。彼等はみなこの部分がどうしたら最大限に利用できるかを決定しようとする。

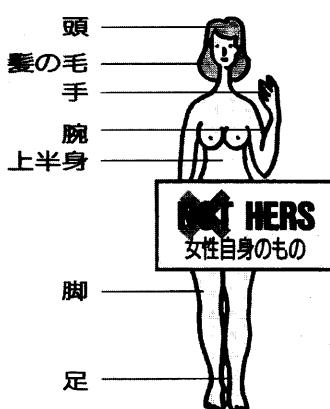


図2

WOMAN

HERS

(女性自身のもの)



男性の道徳家、政治家、法律家に属している。彼等はみなこの部分がどうしたら最大限に利用できるかを決定しようとする。

国際家族計画連盟(IPPF)事務局次長 Dr. Pramilla Senanayake 提供の図をもとに作成

(森参考人資料)

図1 人工妊娠中絶件数と10代の人工妊娠中絶率の年次推移

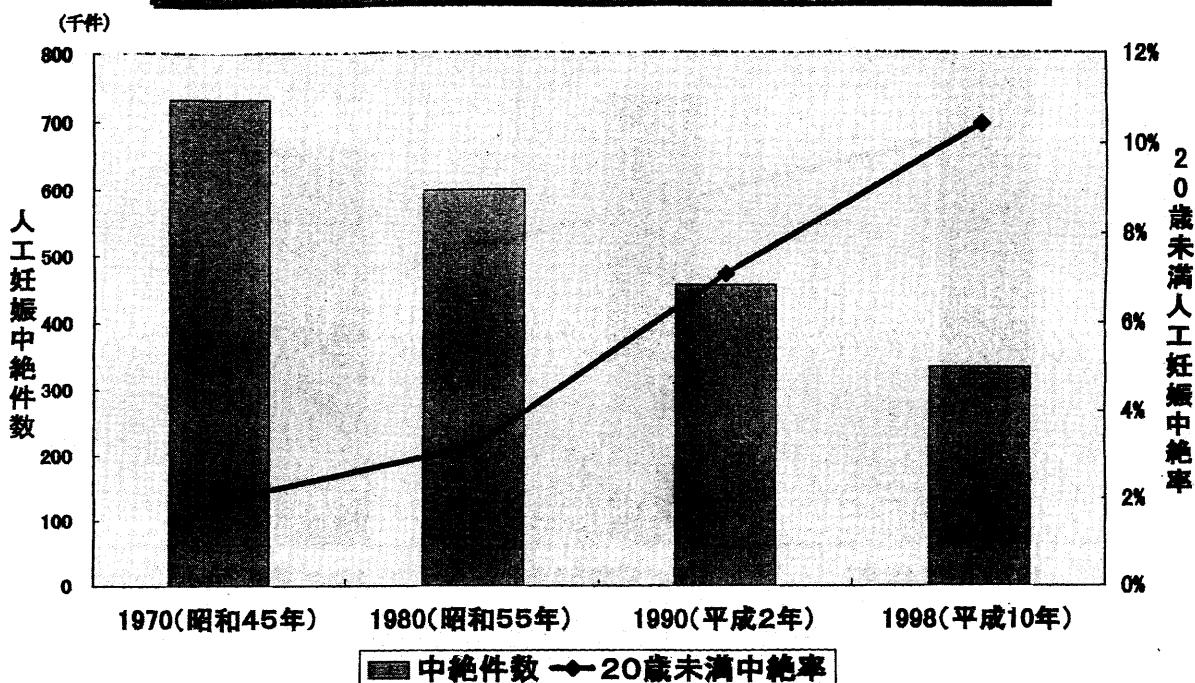
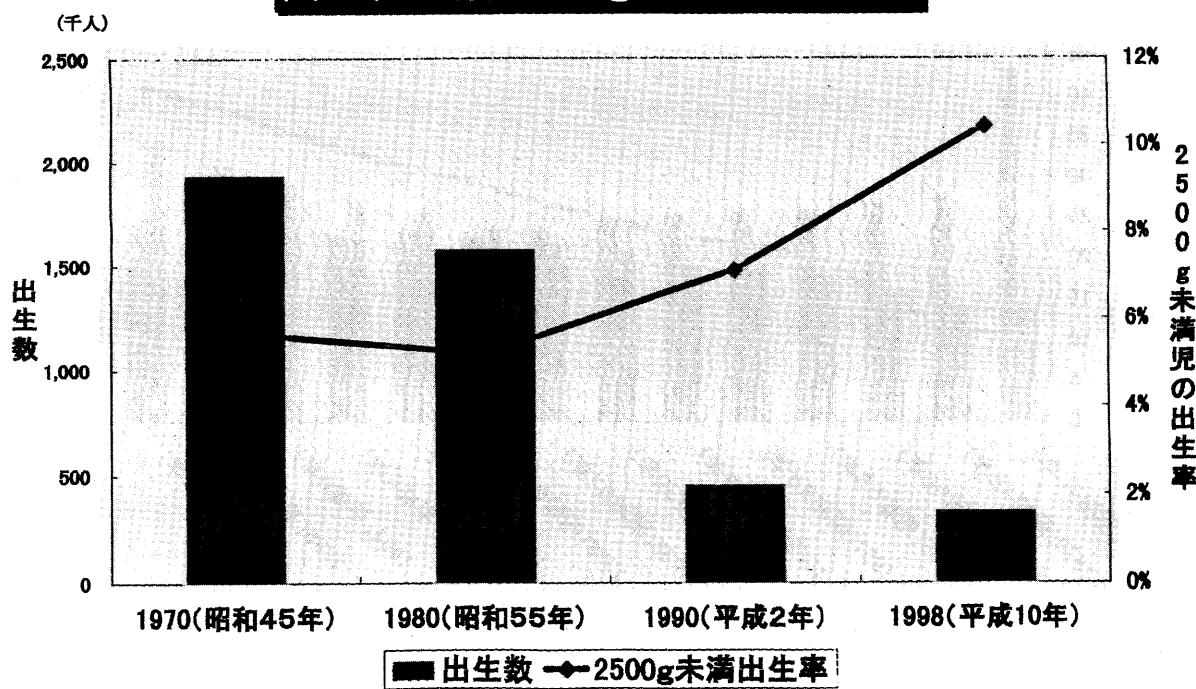
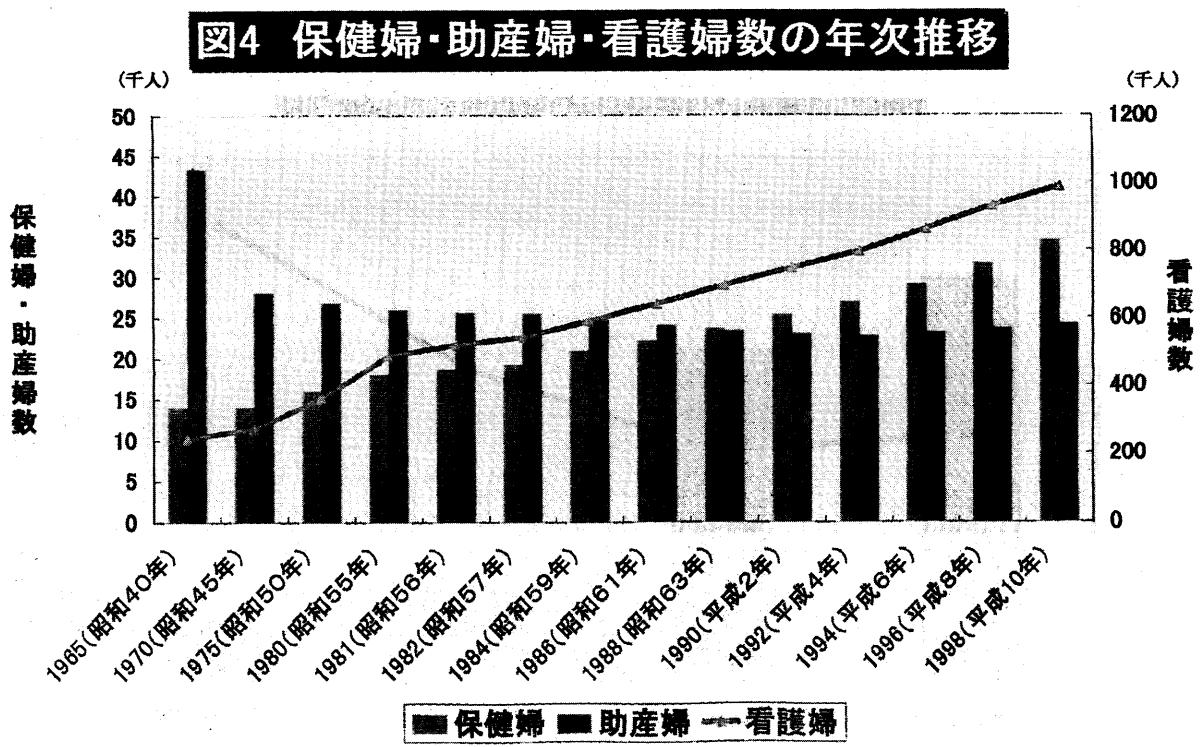
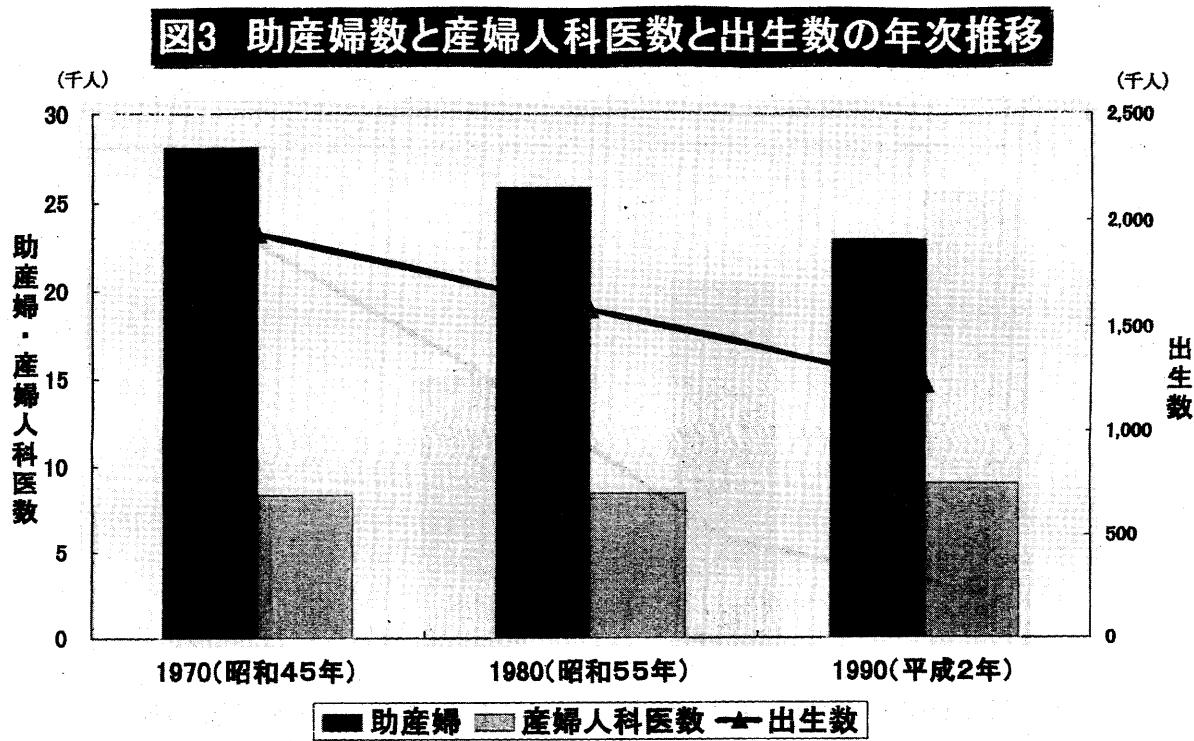


図2 出生数と2500g未満児の出生率





出典；母性保健の主なる統計 平成 11 年度刊行 (監修；厚生省児童家庭局母子保健課)